

平成27年土佐清水市議会定例会6月会議会議録

第8日（平成27年 6月29日 月曜日）

～～～～・～～～～・～～～～

議事日程

日程第1 報告第3号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）」から報告第8号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）」までの報告6件並びに議案第37号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）」から議案第44号「窪津漁港区域内における公有水面の埋立てについて」までの議案8件、計14件
（質疑）

日程第2 一般質問

～～～～・～～～～・～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

～～～～・～～～～・～～～～

議員定数 12人

現在員数 12人

～～～～・～～～～・～～～～

出席議員 12人

1番	田中耕之郎君	2番	岡本詠君
3番	細川博史君	4番	前田晃君
5番	浅尾公厚君	6番	森一美君
7番	小川豊治君	8番	西原強志君
9番	永野裕夫君	10番	岡崎宣男君
11番	仲田強君	12番	武藤清君

～～～～・～～～～・～～～～

欠席議員

なし

～～～～・～～～～・～～～～

事務局職員出席者

議会事務局長	山下毅君	局長補佐	伊藤牧子君
議事係長	池正澄君	主事	作田愛佳君

主 事 岡林 貴也 君

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

出席要求による出席者

市 長	泥谷 光信 君	副 市 長	磯脇 堂三 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山本 豊 君	税 務 課 長 兼 固 定 資 産 評 価 員	野村 仁美 君
企 画 財 政 課 長	早川 聡 君	総 務 課 長	木下 司 君
危 機 管 理 課 長	横畠 浩治 君	消 防 長	田村 光浩 君
消 防 署 長	上原 由隆 君	健 康 推 進 課 長	戎井 大城 君
福 祉 事 務 所 長	徳井 直之 君	市 民 課 長	二宮 真弓 君
環 境 課 長 兼 清 掃 管 理 事 務 所 所 長	坂本 和也 君	ま ち づ く り 対 策 課 長	横山 周次 君
観 光 商 工 課 長	岡田 敦浩 君	農 林 水 産 課 長	文野 喜文 君
水 道 課 長	田村 和彦 君	じ ん け ん 課 長	田村 善和 君
し お さ い 園 長	中島 東洋 君	収 納 推 進 課 長	倉松 克臣 君
教 育 長	弘田 浩三 君	学 校 教 育 長	中津 健一 君
生 涯 学 習 課 長	中山 優 君	教 育 セ ン タ ー 所 長 兼 少 年 補 導 セ ン タ ー 所 長	弘田 条 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	沖 比呂志 君	監 査 委 員 事 務 局 長	小松 高志 君

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成27年土佐清水市議会定例会6月会議第8日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出報告第3号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）」から報告第8号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）」までの報告6件並びに議案第37号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）」から議案第44号「窪津漁港区域内における公有水面の埋立てについて」までの議案8件、計14件を一括議題といたします。

ただ今から質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言通告順に質疑を許します。

10番 岡崎宣男君。

(10番 岡崎宣男君発言席)

○10番(岡崎宣男君) おはようございます。

それでは、ただ今、永野議長より質疑のお許しをいただきましたので、ただ今から質疑をいたします。

報告第8号「専決処分した事件の報告について(訴えの提起について)」質疑を行います。

本件につきましては、市営住宅使用料58万8,625円の支払いを求めた支払督促に対して、債務者側から民事訴訟法第395条支払督促に対する異議申し立て事案との説明がありました。いわゆる支払督促と言いますのは、異議申し立てがなければ、証拠調べも審理もなく、それだけで判決と同様の効果を持つというようなことでございますけれども、債務者側から所定の期間内、これは支払督促が送達された場合、2週間以内とこういうふうに覚えておりますけれども、異議の申し立てをするというようなことになりましたら、通常の訴訟に移るとこういうような制度であります。

なお、この報告第8号でありますけれども、本件はいわゆる私債権で消滅時効の期間は既に過ぎております。いわゆる請求できるのに何もしないで放っておくような権利の上に眠る者は保護しないという法律上の制度でありますけれども、これを防止するために本件については時効中断すると。支払督促決定したら、10年延びるというようなことでございますけれども、異議申し立てされておりますので、これは再度、審理しながらやり直すというようなことでございましょう。

時効中断措置は、いつとったのかに対して、時効中断をしたと思いますというようなことでありましたけれども、本件については、裁判内、裁判外の措置に分かれると思いますが、どのような時効の中断の措置をとったのか、これだけではわかりませんので、明確にお答えをお願いします。副市長に答弁を求めます。

○議長(永野裕夫君) 執行部の答弁を求めます。

副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長(磯脇堂三君) おはようございます。

お答えいたします。

まずこの件について、ご理解をいただくために簡単に経過を申し上げますと、市内在住の女性が平成11年11月から平成17年3月までの間、市営住宅に入居され、その間の住宅使用

料は全額で71万8,625円となっております。住宅使用料の納付については、督促等を行ってききましたが、平成22年3月18日付で、市営住宅（退去者）使用料滞納金の納付誓約書が提出されるまでの間、5,000円の納付しかなく、誓約書では住宅使用料71万8,625円から納付額5,000円を差し引いた71万3,625円の納付について、平成22年7月末から毎月5,000円を納付するという内容になっております。こちらが当人から出された誓約書のコピーでございます。

その後、平成22年5月から平成24年12月までの間、12万5,000円の納付がありましたが、平成25年以降の納付はなく、本人とも何度かやり取りを行ってききましたが、誠実さが見受けられないため、平成27年2月24日付で使用料71万8,625円から納付額13万円を差し引いた58万8,625円を納付するよう、中村簡易裁判所へ支払督促の申し立てを行ったところでございます。

このように時効の中断は適切に行ってきております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 副市長の答弁によると、いわゆる今まで断片的に納めてきたんだと。要は債務者側からの債務承認、あるいは債務者の任意の気持ちでおってずっと来たがやけんということですね。それを委員会ですべて言ってくれたら、こんなことせんでよかったがやけど、そういうふうに適正にしたけん、27年になったんだということであるようですけれども、それはそれで、これは裁判外のいわゆる相手側の承認というようなことになろうかと思います。そしてそれから、また5年というような経過になって、最後になったけん、今度支払督促だと。今度は第2点でございますけど、支払督促、これに対してまた異議の申し立てされてますわね。これは異議の申し立てだけではちょっと不明な点あるんですが、全体に対する異議の申し立てなのか、58万8,000円いくらの。あるいは分割で払うというような異議の申し立てなのかというような点で分かれてこようかと思いますが、その点はどんなものですか。その点についてお答えください。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

裁判になりますので、詳しくは申し上げることはできませんが、市としては、請求金額一括納付の申し立てを行ったところでございますが、債務者から分割納付の旨の異議申し立てがございました。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 多分、分割納付、これが一番妥当なところでしょうね。58万8,000円、一括で払えって払えけん、こうなっているがやけん、最後にもう一つですけども、これは通常、家賃にしろ、民法上は何にも約束なかったら、利息は年5%です。それはこの中に入っているのでしょうか、どうでしょうか。そのみ答えてください。

以上、終わります。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） いわゆる民法上の遅延損害金に当たるものと思うんですけど、その遅延損害金は含まれていません。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） それでいいんですけども、私が一番言いたいのは、法の下に眠る行政は、厳に慎んでいただきたいと。これ適正にやっているからいいんですけども、公平にいかんといかんのですから、公平にいくためにも、今後とも各執行部の皆さんにそういうふうにはやっていただきたいとこういうふうに思います。

これで質疑は終わります。

○議長（永野裕夫君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時10分 休 憩

午前10時11分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

日程第2、ただ今から一般質問を行います。

発言通告順により、質問を許します。

7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 皆さん、おはようございます。

通告に基づきまして、２点の一般質問を行います。

今回は人口減と清水中学校にかかわる件ですけれども、人口減問題につきましては、昨年もこの問題を取り上げました。

また、他の議員もそれぞれ質問しておりますので、重複する部分があるかと思われますけれども、よろしくお願いをいたします。

この対策については、従来より、多角的な施策の推進を実施をしており、市長もこの問題を重要視され、ここ数カ月、あらゆる会合の場で、近隣の市町村の状況を含め、具体的な数字を挙げて説明をされております。

産業振興や高齢者対策とともに、重要な行政施策として取り組まなければならないと思っております。

ただ、現在の日本の社会構造、そしてまた、年齢構成等を総合的に判断すれば、人口増は言うには本当に易いですがけれども、実際にはなかなか厳しい状況であると思っておりますけれども、少しでも人口減少が踏みとどまってくれば、ありがたいなと大きな期待を持って質問をいたします。

まず、企画財政課長にお伺いをいたします。

本市の人口の推移について、昭和３０年４月１日、５０年４月１日、平成１０年４月１日と今年の２７年５月末の人口について、まずお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

この住民基本台帳の人口につきましては、所管をする市民課に問い合わせをしたところ、昭和３０年と昭和５０年につきましては、４月の数値がなかったため、３月末の数値でお答えさせていただきます。

また、平成２７年５月３１日というご質問でございますが、６月１日でお答えさせていただきます。

昭和３０年３月末は３万２,２８２人、昭和５０年３月末は２万５,７６６人、平成１０年４月１日が１万９,９７０人、平成２７年６月１日が１万４,９１５人であります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） ７番 小川豊治君。

（７番 小川豊治君発言席）

○７番（小川豊治君） 答弁がありましたように、約半数以下減になっているということがわ

かりましたが、ただ、ここ数年来、その人口減が加速しているのではないかというふうにも感じております。

前回もちょっと触れましたけれども、国立社会保障人口問題研究所の推計によりますと、2060年には日本の人口は8,600万人と推計されており、人口減少が続くものと思わざるを得ません。

本市の場合も、5年ごとに推計値を示されており、ここで2025年には1万2,180人、2035年には9,770人、2040年には8,674人の推計値が出されております。ということは、2035年には9,770人と今の半数程度になるのではないかと示されておるところですけれども、実は、18日の高知市議会の開会日に、岡崎市長は将来人口の目標は2060年約27万人を維持をすると。国の研究機関の推計方法により、予測値より約7万人多い設定を初日にされてます。いわゆる現状のままでの本市の10年後、そしてまた20年後の人口の見込みについて、人口問題研究所の推計値と同様の見込みになるか、ちょっと考えてみますと、過去にはほとんどこの数値とほとんど一緒の数値で来ておるがですけども、それに見込みがあるかと、もう一つ、高知市の市長は結構高めに見ておりますけれども、その目標値についてどのように考えているか、お伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

ただ今、小川議員から国立社会保障人口問題研究所の将来推計人口についてお示しをされましたが、その数値は、平成25年に公表されている数値でありまして、それによりますと、本年、平成27年度の本市の人口は1万4,738人と推計されています。先ほども答弁させていただきましたが、本年6月の実際の住基人口は、1万4,915人で、推計値に比べ177人、率にしまして1.2%推計値より多くなっております。

例えば、その数値で置きかえますと、10年後の平成37年は1万2,327人、20年後の平成47年は9,888人と見込まれるところです。

また、県が試算いたしました2種類の将来推計人口をご報告させていただきますと、まず出生率を国の人口ビジョン、社会移動は、国立社会保障人口問題研究所の数値に準拠した場合では、10年後は1万2,324人、20年後は1万82人であります。もう一つは、同じく出生率を国の人口ビジョンに準拠し、社会移動はなしとした場合につきましては、10年後1万2,915人、20年後1万1,012人と見込まれております。

ただ、この2年間の人口動態を見ますと、本市の自然減と社会減を合わせ、年間400人以上の減となっていることから、さらに減少することも見込まれます。目標値につきましては、

現在、10月末を目標にして、人口ビジョンの策定に向け、事務作業中であります。この人口ビジョンにおいて、将来人口を推計することとなりますが、その算定に当たりましては、産官学労言などの外部委員を含めた策定委員会において、出生率や自然増減、社会増減などの数値の設定についてご議論をいただき、推計することとなっております。その第1回目の策定委員会は、来月に開催予定でありまして、まだ策定委員会を開催していない状況でありますので、申しわけありませんが、目標値につきましては、まだお示しできません。本会議初日の市長提案理由説明でもありましたが、9月会議には素案をお示ししたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 一応、推計値については、数字を挙げていただきましたが、若干ふえるかなという感じですけど、総体的に同様の見込みになると思います。

それで、一応、目標値については、委員会ということですので、その点、それを待たないといかんと思いますが、ただ、以前に何年か前なんですけども、うちの振興計画を立てるときに、当時、確か2万人ほどの人口だったと思うがですけど、その当時に振興計画の中で、確か2万5,000人の目標値を設定したことがあります。その中で、当時、非常に議会の中で相当数字について議論した経過がありますけれども、できれば、人口推計値について、今回、策定委員会ということですので、ぜひ、実態に即した目標値を立てていただきたいと思います。というのは、やはりどうしても本市の計画全てについて、人口がもとになると思いますので、ぜひその点、実態に即した数値をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、市長にお伺いをいたします。

市内に未婚の方が多数おられます。結婚については、個々の判断によりますので、画一的な考えはできないわけですけども、人口増対策として、結婚をして子育てをする。そのことが重要であると思います。

過日の住民基本条例の説明会、確か5月21日越地区でしたけれども、ちょうどそのときに一般の市民の方から、市長に対して結婚相談所的なものを設けたらどうやという意見が出たがですけど、市長、この問題については重要に捉えているということで、できれば市役所内に結婚あっせんというか、相談、そういったことを検討する必要がある。置くということは言わなかったと思いますが、必要があるというふうな認識を示されました。

そういうことなんですけれども、実は、6月23日の新聞報道では、政府は2015年の少子化社会対策白書を決定しました。そのことで随分とマスコミ、あるいは新聞でも毎日連日の

ようにそのことが報道されております。その中で若干紹介しますが、未婚の３７％の方が恋人は要らないと。そしてまた、出会いの場がないと感じている人が５５．５％、結婚相手は周囲の人に紹介してほしいと思う人は５４．２％とされ、現在の若者の考えは、恋愛は面倒、趣味に力を入れていることがあらわれております。

高知県は、少子化対策の抜本強化として、出会いと結婚、安心して子育てを全力で応援するための相談事業をスタートしております。これ今月の県の広報紙にも大きく出てますが、それともう一つ、来月の２６日は、ＪＡ高知はたがほのぼのｄｅ愛ファームを実施をされるようです。以前に、本市の場合も社会教育の場で、確か青年のバスとか、そんなのがあったように、県のほうでも青年の船とか、そういったこと、そしてまた農業委員会の中でも交流の場としてのそういった事業をしておったようでございまして、その結果、結婚に至った組もおるとお聞きをしているわけですが、出会いの場の提供は必要であると考えますが、この点について市長にお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 小川議員が指摘、今、言われましたように、本当にこの市役所に婚活の係をつくらないかんようなそういう時代になったと思っております。

今、住民座談会、ずっと行っているんですが、確かにそのような若者の出会いの場を提供してほしいというような意見が多数出ております。かつては４Ｈクラブのそういう取り組みとか、連合青年団も今、細々となっているんですが、青年のバスというのでも実施をされています。それからＪＣも出会い博、泊りがけのそういう出会い博 Ｉ Ｎ 土佐清水市ということで、これは３年間でカップルが１６組成立をいたしまして、そのうち４組が結婚したという報告も受けております。

先ほどの小川議員が言いましたように本当に若い方の考え方と言いますか、結婚への願望、結婚に対する意識、そういうのが低い、そういう数字も出ておりますので、この出会いの場というのは積極的に提供していかなくてはならないというふうに考えております。

去る６月７日に市内の２０代、３０代の若者を集めまして、清水の将来を考える会というのを開催をいたしました。そこでもそういう意見も出てきておりますし、また引き続いて８月に第２回目を行うようになっております。そういう場も通じまして、単に意見交換の場で終わるのではなくて、やはりそういう意見交換の場が出会いの場として定着できればというふうに考えております。

本当にこの恋の手ほどきをせないかんというふうなそういう時代になったことを危惧しながら、我々の時代のこともいろいろ考えながら、実際に本当に出会いの場、そして、結婚につな

がるようなそういう取り組みを、これもまた若者、青年団とか、若い皆さんを巻き込んだそういうイベント、婚活的なイベント、ぜひ企画して、来年度の予算化も考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7 番 小川豊治君。

（7 番 小川豊治君発言席）

○7 番（小川豊治君） 市長より答弁いただきました。予算化も含めて考えていきたいということでありありがとうございます。

先ほど、市長が言われましたように、恋の手ほどきをせないかん時代が来たということで、それが実は、この前の6月24日の高知新聞の中に、このことについての小社会で詳しく掲載をされました。中に古く平家物語を引用しておりますけれども、「世に定めなきものは男女のならひなり」と、この世であてにならないものが男女の仲というふうなしめくくりで、少子化対策も力まずに自然体でいきたいというふうなコラムが出てますけれども、ぜひ、さっき冒頭言いましたように、個々の考え方によりますので、なかなか画一的にはできんと思いますけど、ぜひ、行政としても地道な取り組みをぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、市長に引き続いてお伺いいたします。

人口増の面からも子育て支援として、今年度よりおむつの現物支給をするようになりました。全国の市で数々の施策を実施しておりますけれども、以前に私の一般質問の中で、茨城県常陸太田市や千葉県流山市の政策を紹介し、また最近、そういった中で、東京都の江戸川区をはじめとして、現金支給の自治体が急に全国で増加をしております。そうした中で、この際、思い切って、財政上、厳しいと思いますけれども、3人目、4人目の子どもさんに対して、思い切って祝い金、例えば30万円とか、50万円、100万円も支給しておるところがあるようですけれども、あるいはまた、江戸川区のように、市単独の子ども手当の支給ができればと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 今ずっとこの座談会とか、若者の清水の将来を考える会の中でも、とにかく自由闊達な意見を出すために、法令のこととか、それから財源のこととか考えずに、どうか自由闊達な意見をくださいということで、今、やっております。その中でもいろんな意見がありました。子どもが4人目ができたら1,000万円ぐらい支給するような大胆なことをするとか、それとか、奨学資金についても、清水に帰ってきたら返済免除する。それから保育園も全部無料化せよと、そういうふうな意見もこれは財源とか、法令とかは無視して、そういう

意見も受けております。

私もそういう意見を受けとめる中で、ちょっと調べてみました。ちょっと特徴的なところが北海道の福島町、これは津軽海峡に面した北海道最南端の町で、横綱の千代の富士の生誕地ということです。昭和30年に人口が1万3,428人、現在は4,591人ですから、3分の1以下に減ったような町です。ここでは、1人目が5万円、2人目が20万円、3人目が100万、5万円、20万円、100万円出しているそうです。医療費も18歳まで全額無料、免除というところなんです、こういうことが財政的にできるのかも含めて、やはりシミュレーションもしなければならぬと思っておりますが、本当にそういうふうにな国の1,718ある市町村が、本当にこの人口減に向かいながら、そういう政策も打ち出してきておりますので、ただ、これがいいか悪いかはちょっとまだ判断できないんですが、1つの生まれてくる子どもの数をふやす、そういう手だてにはつながるのではないかなというふうには思っているところです。

今回、この地方創生総合戦略の策定に当たりまして、いろんなアイデアをいただいておりますので、それを一定精査をいたしまして、法的及び財政的な面からもできるかどうか、そういうことも含めて、今後の子育て支援対策につなげていきたいと、そういうふうを考えております。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 地方創生絡めて、ぜひ、検討していただきたいと思います。

先ほど、冒頭言いましたように、なかなか以前にしたときに、市長が抜本対策としては、小手先の施策ではだめだと。抜本的にやりたいというふうに力強い答弁いただいておりますので、それも含めて、ぜひ、支給できるような方向で検討をぜひともお願いしたいと思います。

次に、移住対策について、企画財政課長にお伺いをいたします。

平成24年、25年、26年度の相談件数についてお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

平成24年度の移住相談件数は80件であります。平成25年度の移住相談件数は104件、平成26年度の移住相談件数は161件となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） わかりました。相当、2カ年で倍になっているということですか。

そのうち、実際に移住者の家族数と人数について、それぞれ年度ごとをお願いします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） この移住相談を受けて移住をした世帯、人数について答弁させていただきます。

平成24年度は、18世帯42人、平成25年度は18世帯34人、平成26年度は13世帯19人となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） ありがとうございました。

次に、県の第2期産業振興計画の中で、移住促進策の抜本強化として、本市も先ほど、課長の答弁がありましたように、重点的に取り組んでおり、実績を上げておることがわかりました。

今回、地方創成会議が東京圏の高齢者の移住を提案いたしました。地方創生関連として、東京一極集中の是正に向けた高齢者移住を推進し、地方の人口減少の問題の改善や地域の消費、需要の喚起、雇用の維持創出につながると述べております。

本県の場合は、高知市だけだったと思うわけですがけれども、その中で、一方、地方自治体側には、無理に高齢者を地方へ移住させるのには違和感がある。また、財政事情が厳しく負担増を懸念する声もある。受け手の地方では歓迎と困惑が交差していると報道されています。

県知事と高知市長は、好意的に捉えているようでしたけれども、高知市の市長は、23日の一般質問における答弁では、東京圏の介護施設が不足するだけでは無理がある等の答弁をされております。ちょっと考えてみますと、同一会期内にいわゆるちょっと答弁が違ったかなというふうな感じもし、戸惑いも感じるころですけれども、これも地方に置かれているやむを得ない実態かもしれないと考えるころですけれども、本市のように過疎高齢化が著しく、人口減少が続いており、この事業は私は、ある一定、歓迎すべきと思うころですけれども、この件についての課長のお考えをお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

この日本創成会議が提言しております高齢者の地方への移住促進につきましては、東京圏で75歳以上の高齢者が、今後急増するため、医療や介護施設、人材に余裕がある地域への移住

を促進するもので、その受け入れ可能地域として、高知市など26道府県41地域があがっております。この提言につきましては、賛否両論あるようでしまして、議員も言われたとおり、尾崎高知県知事は、前向きの考えで、岡崎高知市長につきましては、慎重姿勢であるかのような報道がされております。

本市を含む過疎地域では、近い将来、高齢者人口も減少していくことが見込まれております。この提言のように、東京圏に住む高齢者の地方への移住が促進されれば、医療介護現場などの雇用の場の確保や、地方への経済効果等も期待できると考えますが、現状でも医療介護を担う人材が不足しているという問題や、また、高齢者の介護や医療の費用負担だけが地方に押しつけられるということになれば、医療費や介護保険料などの負担増にもつながることとなることから、地方が不利にならない制度の整備が前提であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 確かに課長から答弁ありましたように、いろんな考え方があって、いわゆる介護に携わる、また高齢者にあれば、いろんな費用が要るということで、なかなか難しい問題だと思っています。

ただ、市全体の中で、総合的に政策として、人口増につながれば、交付税、それに伴うまた経済に動くと思いますので、ぜひ、そのあたり、問題を十分検討していただいて、そしてもう一つ、来年度の例の新型交付金、それが高齢者移住に取り組む自治体には優先的に配分をするというふうな国のほうで出されておるようでございますので、ぜひそれも含めて、有利であれば、ぜひ取り組みをお願いしたいと思います。

移住対策ですけれども、現在も子育ての教育支援や、漁業・農業就労支援制度など、事業を実施しておりますけれども、それらを含めて、今後移住対策について、このほかも含めてなんですけれども、どのような施策を考えているか、お伺いをいたします。この7つの項目、このほかにも考えないか、もう一つ、実はちょっと雑談なんですけれども、市内の方々と話をする中で、地域おこし協力隊、3カ年です。そういった中で期間終了後に定着をしていただくことについては、一定、経済的な支援をやったらなという意見が結構ありまして、協議をお聞きする中では、就労準備金を構えておるということをお聞きしましたけれども、それらも含めて、今後の政策についてお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

移住に関するパンフレットをつくっておりますが、それ以外の対策や今後の移住対策の取り組みについてということでございますが、所管に関することで申しますと、今現在、移住相談員と移住促進担当の地域おこし協力隊を中心とする移住相談や、空家調査、その掘り起こしをはじめ取り組みを行っております。

東京や大阪での移住相談会への参加、また、移住体験ツアーの開催、旧教員住宅などで最長1年間を目途に、短期滞在ができる移住者向けお試し移住施設として活用できるよう、施設改修を含め、検討中であります。

また、空家の所有者等が移住者向けに住宅改修をする場合や、荷物の処分等に要する費用に対する補助事業などにより、移住促進の取り組みを進めていきたいと考えております。

また、地域おこし協力隊の任期後の支援策についてであります。現在、本市では、地域おこし協力隊の7名が活動を行っておりまして、任期後を見据えた取り組みとして、定住に向けた研修や資格取得に要する経費等について、支援をしておりますが、そのうち、1期生2名が来年5月いっぱい、最長3年間の任期を迎えることになります。任期後の起業を目指し準備を進めております。

地域おこし協力隊の経費につきましては、人件費や活動経費、定住に向けた経費、募集等に要する経費のほか、任期終了年次または任期終了の翌年に起業する者へ、1人当たり100万円を上限に、特別交付税の財政支援が見込まれることから、地域おこし協力隊の起業を支援するとともに、本市への定住及び市への活性化を目的とした補助事業の創設をするよう、今現在、検討しております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 数々のこのほかにいろいろ考えていると。既に実施していることがわかりました。

冒頭言いましたように、移住対策については、本当に人口がふえれば、それに伴って仕事、あるいはまた交流経済、いろいろ関連があると思いますので、ぜひ、今後につきましても、取り組みをよろしくお願いをいたします。

次に、市長へお伺いいたします。

今回の地方創生は、国の総合戦略5カ年の政策目標と施策の策定をされ、地方へ多様な支援と切れ目のない施策の展開が打ち出され、地方にとっては本当にありがたい事業であると思っております。

基本目標として、地方における安定した雇用の創出、2020年までの5年間で30万人、

地方へ新しい人の流れをつくる若い世代の結婚・出産・子育てなどを基本として、多くの施策があるところですが、ぜひ、積極的に取り組んでほしいと思います。

平成27年度は、地方版総合戦略の人口ビジョンと総合戦略の策定は、10月中に国へ提出すると初日の提案理由の説明で述べられましたけれども、この事業について、今後、どのような事業や施策を考えているか、主な事業で結構ですので、お伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 現在、急ピッチで作業をしております。10月に向けての作業ということで、大変タイトなスケジュールとなっておりますのでございます。

国の総合戦略の基本、これは言うまでもなく、雇用をつくる、そして若い世代の結婚・子育て・教育、これに尽きると考えております。

高知県の総合戦略、これは3月に既に策定をしておりますが、この高知県の総合戦略でも4項目、1点目は地産外商により安定した雇用を創出する。2点目として新しい人の流れをつくる。3点目として若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、女性の活躍の場を拡大する。そして、4つ目としてコンパクトな中心部と小さな拠点との連携により、人々の暮らしを守る。こういうのが高知県の基本的な考え方であります。

本市の総合戦略につきましても、やはり国・県の総合戦略との整合性、これが非常に大事だと思っておりますので、この国・県の基本的な考え方のもとに、私の公約でもあります5つの基本施策、その中でもこの5つの基本政策を骨子としておるところなんですけど、特に、子どもは宝、子育て・教育環境の充実、そして2点目、若者は希望、基幹産業の復興と雇用対策の推進、そしてお年寄りは誇り、各地域で安心して暮らせる仕組みづくり、この3項目を重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

この3項目につきましては、現在、住民座談会、それから若者たちとの意見交換会、さらには庁内挙げて企画立案をしております、そういう意見、それから民間も含めた策定委員会、こういうところでの意見を聞きながら、この土佐清水市版総合戦略を作成していきたいと、そういうふうに思っております。ぜひ、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 一応わかりましたが、いわゆる5つの基本政策と3つの重点項目ということなんですけど、今のところは計画段階ということですので、具体的な事業についてはまだ先という捉え方でいいわけですか。わかりました。ぜひ、実態に即した計画をよろしくお願いいたします。

次に、２点目の清水中学校にかかわる件について、まず教育長に質問をいたします。

去年は、この中学校の問題について、一般質問や、委員会での審査における中で随分と話題になり、協議をいたしました。

保護者や学校関係者のみならず、多くの皆さんが関心を寄せ、市内の至るところでも随分と話題になりました。

ただ、最近、ここ数カ月といいますか、経過とともに余りほとんど話題になっておりません。そうしたことで、どうなっているのかなというふうな意味も込めて、確認の意味も込めて質問しますが、まず現在の清水中学校の現状、正常に授業が実施されているのか、いまだに不安定な状況にあるか、総括的で結構でございますので、まず現状について教育長にお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

統合以来、清水中学校の状況につきましては、皆様方に変なご心配をおかけしているところであります。

現在の状況であります、一言で言えば大変落ちつき、子どもたちは勉強やスポーツに取り組める状況になっております。

私は、教育長に就任し、１年４カ月ぶりに清水中学校の状況を見たとき、校舎は新しくなっているものの、照明器具類等のスイッチ類やドア、天井の破損、壁の落書きなどが数多く見られておりました。また、授業中であるにもかかわらず、授業に集中していない生徒や、廊下や校舎の周りを出歩く生徒も多く、驚くというよりも残念な気持ちでいっぱいでありました。

その後、清水中学校教職員はもとより、生徒・保護者・市民の皆様がよりよい学校づくりを目標に、中学校においては落ちついた学校生活を取り戻し、学力向上、生徒指導上の諸課題を解決し、生徒一人一人をのばし、学校力を高められる集団にしていきたいと、その考えから、高知県教育委員会志育成型学校活性化事業、夢いっぱいプロジェクト推進事業の指定事業を受け、夢プロを中心に教職員の同僚性と協働体制の構築、教職員の意識改革、組織的対応を意識させ、個業にならないようにすること。生徒支援、教育相談の充実、生徒会活動の活性化などに取り組み、その中で生徒会執行部全員によるあいさつ運動への参加も行われたところであります。

そのほかにも、保護者による読み聞かせや、高校生と協力してボランティア活動を行い、地域貢献を果たし、社会の一員としての自覚を持つなど、皆の思いと取り組みが着実に実を結び、現在の落ちついた状況になったものと考えております。

以前に比べ、格段に落ちついたとはいえ、今なお、改善すべき点は多いと受けとめております。

今後も学校・保護者・地域・関係機関等と連携して、さらなる改善に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 総体的に言えば、落ちついておるということで、なお、改善すべき点が多々あるので、今後、関係者ともども取り組みたいということで、少し安心をしました。

それで次に、学校教育課長にお伺いいたします。

個別に質問しますけれども、できる限り、学校の運営というか、方針というか、そしてまた個人情報にかかわる分については、個別事項についてはぜひ、避けて質問をしたいと思います。いわゆる議会が関与すべきではない事項については、できるだけ避けてますが、課長は地方自治法、あるいはまた議会運営に精通しておりますので、できれば一般質問になじまないということがあれば、ぜひ指摘をしていただきたいと思います。

まず、校舎の破損の実態ですけれども、年度ごとに箇所数と被害額についてお伺いをいたします。

平成25年、26年、27年度についてお願いします。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） おはようございます。お答えさせていただきます。

25年度の被害状況は、防火シャッター2カ所、校内看板41カ所、消火器8基をはじめ、照明類のスイッチ71カ所など、総額321万5,150円となっております。

26年度は、若干減少いたしまして、ルーバーガラス1枚、防火シャッタースイッチ1カ所などで、総額28万3,876円。27年度は、照明スイッチ2カ所、ルーバーガラス6枚、総額2万3,440円となっております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 件数、ちょっと箇所数と合計、ちょっとわからなかったわけですけど、いずれにしても、25年度からすれば、随分と減少しておることがわかりました。

そこで、そのうち、加害者が特定された件数を通告してましたけれども、時間の関係があり

ますので、割愛させていただきますが、それで加害者の賠償責任といたしますか、いわゆる保護者に対しての修理をしていただいた件数と金額についてお聞きをします。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

平成25年度21件19万6,700円、26年度19件16万4,870円、27年度6件1万9,440円となり、全額保護者のほうより補償をしていただいております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） ということは、いわゆる事件が特定されたのについては、全額していただいたということでもいいですか。わかりました。

次に、済みません。不登校についてはちょっとまた、時間があればということをお願いしたいと思います。

次のいじめの問題について、平成23年度から26年度までの年度ごとの件数についてお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

いじめにつきまして、平成23年度1件、24年度1件、25年度4件、26年度7件となっております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 26年度が7件ということですね。27年度はまだないということでもいいのでしょうか。わかりました。

そこで、実は、2月18日に、総務文教常任委員会で佐賀県の嬉野市へ教育の件について行政視察に行きました。その中で項目がいろいろ嬉野っ子輝きアクションプラン26ということで、それぞれのプロジェクトを確かな学力の育成事業とか、生きる力の教科書とか、そういったことに取り組んでおりますが、その中で6・3プラン、小中連携教育ですけれども、これについて5段階に分けて、学力は心の教育等の関係者が連携のもとで取り組んでおります。そしてまた、特徴的なところは、実は地域とともにある学校づくりということを特に力を入れてお

るようでございます。その効果もあって、実は、ここ数年来、不登校とか、いじめがないということの説明を受けました。委員の皆さんに、実際ないがですか。いやありませんということで、それともう一つは、学力の点についても、秋田県に次ぐ高い学力ということでありましたので、非常に皆さんが地域とともに教育に対する熱意を感じたところであります。

ぜひ、今回、教育長に冒頭の質問しましたがけれども、非常に統合後、非常に荒れた中学といえますか、なったがですけど、ぜひ、その点についても取り組みをお願いしたいと思います。

次に、現在の授業の実態ですけれども、以前に委員会に出たときに、結構、ざわざわとするというか、授業中、席を離れて廊下をうろつく、あるいは隣の席の人と話をする。いわゆる授業を受ける環境ではないというふうな、そしてまた中には火災報知機が何回も鳴る。授業中に。そんな状態ですけれども、その中で私、実は心配してまして、教育長に以前に、委員会かこの本会議かわかりませんが、学力の点について非常に心配をして、その点どうかと聞きましてけれども、それほど低くないというふうなこと答弁いただいておりますと思うがですけども、現在の授業の実態について伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

私が学校教育課に1年ぶりに復帰し、まず気になったことは清水中学校のことが一番でありました。

市内中学校の1校化に関わり、また新校舎を建設時期から見ていた私にとって、25年度の清水中学校はお世辞にもほめることができない1年間でありました。新築であるにもかかわらず、校内案内板やロッカーの扉、照明スイッチ、トイレブースなどの破損や紛失をはじめ、廊下階段等に紙くずやほこりが目立ち、また授業中、出歩く生徒も多く見られたところでありました。

また、連日の保護者会やクラス会など、学校教育課の一員でありながら保護者の一員でもありました私にとっては、断腸の思いでいっぱいでありました。

しかしながら、本年度は、学校を訪問しても、まず授業中、出歩く生徒を見かけることはなくなりました。また、ごみやほこりも目立たなく、新たな破損の発生も激減し、学校生活も以前と大きく様変わりして、皆、机に座り授業に取り組み、休み時間には楽しそうな笑い声や子どもからの元気な挨拶など、中学生らしい雰囲気が校内に満ちあふれております。

また、教職員の表情も明るく、この雰囲気であれば、近い将来、学業やスポーツなど、好成績が期待できると確信しており、今後も学校と連携し、環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 7 番 小川豊治君。

（7 番 小川豊治君発言席）

○7 番（小川豊治君） わかりました。

非常に以前とは随分と違っておることがわかりました。一応、安心をしております。

次に、校長自らの授業、外部講師ということについては、時間がありませんので、ちょっとまたあればということをお願いしたいと思いますが、次に、学力の問題で、高知県の学力定着状況調査があるようでございますが、中学2年生を対象として、国語、社会、数学、理科、外国語、これ英語ですけれども、5教科を調査をしているようですけれども、その中で本市の場合、いわゆる県下の、あるいは国との比較は出ますか。わかりませんが。その点については実態はどうか、平成24年、25年、26年についてお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

高知県の学力ということですので、まず比較の対象が高知県と西部という形で答弁させていただきます。

24年度からにつきましては、2年生のみの実施であり、国社数理外国語の5教科において実施しております。県・西部地区ともに上回っております。25年度以降は、1、2年生が対象に広がっております。個々に説明いたしますと、1年生は全5教科において、県・西部地域を下回っております。2年生は国社数の3教科において、県・西部地域を上回っており、理科は県を上回っておりますものの、西部地区とは同等、外国語は県・西部より若干下回っております。26年度につきましては、1、2年生ともに全教科において、県・西部を下回っております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 7 番 小川豊治君。

（7 番 小川豊治君発言席）

○7 番（小川豊治君） わかりました。これを聞くと、上回っておところがあるけれども、総体的にそれほどよくないというふうな理解力でよろしいのでしょうか。ということなんですけれども、ぜひ、教育長、以前の答弁の中で、学力向上について、特効薬はないと。いわゆる日々の努力の積み重ねが基本であり、学校、家庭・地域が連携した取り組みの必要があると。具体的な指導としては、休日、放課後等を利用した補修などを行う必要があるとこのように言われておりましたし、また環境整備は不可欠であるということ、まさにそのとおりだと思います。

私たち、委員会で見た中では、やはりああいった行動を起こす他の生徒の邪魔をするということとは、いわゆる教育を受ける環境ではないということを事実受けたわけです。そういうことで、ぜひ、今後、学力向上検討委員会もあるようでございますので、ぜひ今後、その方向で、全力的に取り組んでほしいとお願いをいたします。

次に、知・徳・体の体についてお聞きをしておりましたけれども、時間の都合がありますので、次に移りたいと思います。

次に、教育長へお伺いをいたします。

統合後2カ年経過をしました。初年度は多くの課題が発生し、関係者や市民の方々も本市の将来を担う生徒の行く末を随分と心配をしました。

市としても、元西村市長は、教育環境日本一として、施設整備に取り組み、また泥谷市長は、子どもは宝として児童生徒の健全育成に市政の重要な課題として、多くの施策を推進しております。そうした中で、課題がありましたけど、先ほど、教育長や学校教育課長より答弁がありましたように、落ちついておるというふうな答弁がございました。

以前には、いわゆる確認してませんけれども、高校においては清水の中学校の生徒はなかなか受け入れ難いというふうなことも言われたとも聞いておりますけれども、先ほど答弁がありましたように、非常に改善されているようですので、安心しております。

全ての組織に共通して言えることは、それにかかわる人、いわゆる特にリーダーとしての意識やモチベーション、これによって随分と組織が違ってくるというふうに考えております。弘田教育長は、清水中学校の校長として長年勤務されたわけですが、その間、学力の面でも県下の中でも高く、確か体育系においてもスポーツ大会でも、随分と活躍するなど、大きな実績を残しておると思っております。

その当時の教頭が、現在の校長ということでありますが、ぜひ、今はよい体制であると考えておりますので、ぜひ、これから皆さん、力を合わせて、特に中学校ですけれども、知・徳・体全てについて、実績が上がるものという期待をいたしております。

今後の土佐清水市の教育に対する熱い思いと取り組みについてお考えをお聞かせ願います。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

子どもたちはやがて社会に飛び立っていきます。子どもたちを待ち受ける現代社会は、ご承知のとおり高度情報化、国際化が急速に進み、我々の感覚では追いつかないほどのスピードで社会が変化しております。

また、一説によりますと、子どもたちが世に出るころには、今ある職業の半分ほどが消滅し、

新しい職業が新たに生まれているなどということも言われています。

近い将来、子どもたちはこのような社会で生活するようになることを考えたときに、義務教育終了までにこのような社会で生き抜いていける子どもの育成を目指すところであります。

我々が受けた教育は、知識量の詰め込みであり、それを正確に再現すればよしとしていましたが、これからの社会で必要とされる教育は、子どもたち一人一人がみずから学ぶ姿勢を持ち、自分の思考回路で考え、意見交換し、判断し、それを表現することや、新しいものをつくり出す力を身につけ、常に変化する社会に適応し得る清水の子どもたちの育成であると考えております。

そのことを実現するためには、各学校の現場で子ども一人一人をしっかり見つめ、子どもの背景や心情を深く理解し、適切な支援、助言、指導を行い、家庭との連携を密にし、学習面、生活面の両面をしっかりサポートし、地域の方々の協力も仰ぎつつ、より多くの人々にかかわっていただきながら、また同時に、学校の責任者であります校長先生方には、自校の現状に即した的確な学校教育目標を掲げ、学校経営ビジョンを明確に提示し、リーダーシップを発揮しながら、教職員のベクトルを1つにまとめ、学校運営に当たるよう、教育委員会といたしましても連携を密にして取り組んでいきたいと考えております。

今後ともふるさとを愛し、ジョン万スピリットを持った心豊かな人づくりを基本理念に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） どうも教育長、ありがとうございました。

よろしく願いいたします。

人口減につきましては、現在の社会環境や先ほど冒頭に言いましたように、なかなか厳しい状況が現実であると思っております。

ただ、6月25日に高知新聞ですけれども、梶原町が人口減に歯どめということで、大きく報道されております。それぞれ以前から数々の政策、クリーンエネルギーとか、県の以前の市町村振興課とのつながり、財政問題、非常に多角的な政策が実を結んだかなというふうに思っております。

できれば、人口減を鈍化する、そんなふうな取り組みをお願いしたいと思います。

教育問題は、先ほど言いましたように、地道な継続した取り組みが必要でありますので、ぜひ、人間形成の上においても重要ですので、よろしく願いいたします。

統合前に、岡崎議員が特に心配しておったいじめの問題については、市内1校になりました

ので、非常に心配しておりましたけれども、その点があたったかなという岡崎議員の指摘のとおりに一部なったように考えておりますので、ぜひ、その点も今後についてはよろしくお願いしたいと思います。

今後、本当に大変とは思いますが、本市の将来の大きな人財として、ぜひご尽力をいただきますよう、重ねてお願い申し上げまして、全ての質問を終わります。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩をいたします。１０分間休憩します。

午前１１時１２分 休 憩

午前１１時２３分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

６番 森 一美君。

（６番 森 一美君発言席）

○６番（森 一美君） 皆さん、こんにちは。清友会の森 一美でございます。

今回、３６回目の質問をしてまいります。

はや６月の末になってまいりました。梅雨に入ってから雨の量も多く、うっとうしい年となっておりますが、市の職員をはじめ議員各位にありましては、市の発展のために努力されていることと思います。

私は５月２８日に市の補助をいただき、下ノ加江川に稚アユの放流を行いました。下ノ加江小学校の児童・職員の皆さんや市の職員、県の漁業指導所の協力で、約５,０００匹の稚アユを放流できましたが、次の資源になることを期待しております。

下ノ加江川は、結構環境がいいんですけど、今までアユやエビを取り過ぎて、現在、本当に資源が枯渇している状況でございます。

今からも一生懸命、この取り組みを進めていき、少しでも資源が残るように頑張っていきたいと思っております。

また、６月７日には、国・県を中心とした南海トラフ大地震を想定した防災訓練が行われました。米軍のヘリも参加して、大掛かりなものでございましたが、清水も物資輸送や負傷者搬送でヘリの離着陸が体育館の脇の広場で行われました。私もちょっと見学させていただきましたが、なかなかきびきびとした行動で、もし何かがあったら役に立つのではないかと思います。地震の発生予想は３０年以内に６０％以上の確率ということですが、本当に実際に活用される日が来ないように願うばかりでございます。

先日、６月１７日ですか、神戸でワールドワンという会社が土佐清水ワールドという居酒屋を開店してくれるということで、この記念行事に参加させていただきました。経営者の河野社

長というのが、土佐清水が好きになり、清水の若者と３年以上の付き合いの中で、構想を練って、このたびのオープンになったと聞いております。清水の食材を中心に使って商売をしていただけたということで、本当にありがたいことだと私も思いました。この土佐清水ワールドワンとこういうような看板を掲げております。このときに映した写真が若干ですけど、私、持ってきておりますので、もし皆さんで見たいという人がおりましたら、どうぞ議会事務局のほうに来ていただければと思っております。

また、この会社にありますは、災害発生時には相互協力支援を行う協定や広報活動の拠点となる約束も結んだというように聞いております。このお店は、大体９０平米ぐらいですけど、三宮の駅前で立地条件もよくて、しゃれたつくりでございました。入口には清水の物産を置き、販売できるようになっておりました。オープンは５時からということでしたが、その前からお客さんがいっぱい並んでおまして、最後のほうのお客さんが席に座ることができたのが４時間待ちだったというように聞いております。

この調子で多くの方に土佐清水市を知ってもらい、本市に來訪していただけたら、非常にいいと思って強く感じております。繁盛すれば、本市のＰＲにもなるし、生産者も大いに助かると思います。

問題になるのは食材の供給なんでございますけれど、これが滞りなくできるように、生産者等と協力してまいりたいと思いました。

ここで残念だったのは、働くスタッフが土佐清水市を余り知らなかったということでございまして、もしこの店が繁盛したなら、スタッフ全員で土佐清水市を訪れていただきたいとお願いしておきました。

やはり実際に土佐清水市を経験して売り出せば、この食品等に対する熱意も全然違ってくると思っております。一応、見聞録につきましては、このくらいにして、通告に従いまして、順次、質問してまいります。

今回は４点についてお伺いしていきます。

執行部にありましては、簡潔明瞭な答弁をお願いしたいと思います。

まず、観光商工課長にお尋ねします。

先に国の雇用促進事業が始まりましたが、本市ではどのくらいの雇用促進事業が採用され、どのように実施されていたか、お伺いします。観光商工課長、いかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

（観光商工課長 岡田敦浩君自席）

○観光商工課長（岡田敦浩君） まず、事業概要、実施方法についてお答えいたします。

ご質問の雇用対策事業は、平成２０年９月に発生しましたリーマンショックによる世界的な経済危機により、雇用失業情勢が悪化した地域の実情に応じて、雇用再生のために雇用機会の創出を図ることを一義的な目的とし、平成２１年度より国策として、基金を活用して実施されてまいりました。

継続的、安定的雇用を目的といたしましたふるさと雇用再生特別基金事業、これは平成２４年度の途中からは、産業振興推進ふるさと雇用事業に名称が変更となっております。と緊急的、一時的なつなぎ就労の機会を目的とした緊急雇用創出臨時特別基金事業の２種類で実施されました、ふるさと雇用事業は、平成２６年度末で終了となり、平成２７年度は昨年度途中より年度をまたいだ継続事業として採択となっております緊急雇用事業１２事業が事業開始より１年間の期限で実施をされている状況でございます。

実施方法は、民間事業所に事業委託する方法と緊急雇用に限りますが、市が直営で実施する方法の２種類でございます。

次に、平成２６年度からの実績について、年度別に事業数、雇用者数の順に延べ数でお答えいたします。

まず、ふるさと雇用事業につきましては、平成２１年度１１事業１９人、平成２２年度１２事業２２人、平成２３年度１４事業２７人、平成２４年度からは途中から名称が産業振興推進ふるさと雇用事業と変更となって、９事業１７人、２５年度８事業１５人、２６年度７事業１３人となっており、６年間の合計で６１事業１１３人でございます。

次に、緊急雇用事業についてお答えいたします。

２１年度１２事業６４人、２２年度１６事業５１人、２３年度２８事業１２１人、２４年度２４事業４３人、２５年度２１事業３５人、２６年度１８事業２４人となっており、６年間の合計で１１９事業３３８人です。

ふるさと雇用、緊急雇用を合わせますと、２１年度２３事業８３人、２２年度２８事業７３人、２３年度４２事業１４８人、２４年度３３事業６０人、２５年度２９事業５０人、２６年度２５事業３７人、総計で延べ事業件数１８０事業、延べ雇用者数は４５１人となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君）　６番　森　一美君。

（６番　森　一美君発言席）

○６番（森　一美君）　ありがとうございます。

まず雇用の場が極端に少なくなっている今日に、若者は就労先を求めて県外に出ていくということが多くなっておりますが、人口減少を食いとめるためにも、非常に役立つ事業であると

認識しております。

この事業、180で451名という、すばらしいと思います。けれども、この事業が終わっているところもあるし、継続しているところもあると思いますが、現在、まだ継続しているところ、それから、雇用された人数なんか、どのようになっているか、教えていただきたいと思っています。観光商工課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） 失礼しました。現在までの状況について、検証方法、この事業についてどのように検証なされてきたか、お伺いします。

観光商工課長、お願いします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 岡田敦浩君自席）

○観光商工課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

事業成果の検証方法ということでございますが、年度終了後、各課が事業所より提出をされました事業実績報告をもとに、ヒアリング、書類検査を行い、成果を検証し、取りまとめ担当課でチェックの上、県へ提出し、完了の認定を受けることになっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。

結果的にこの事業で何人雇用されて、現在の雇用状況がどのようになっているか、把握できていれば教えてください。観光商工課長、お願いします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 岡田敦浩君自席）

○観光商工課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

緊急雇用事業は、緊急的・一時的な雇用確保を目的としておりますので、雇用期間も短期間であり、雇用の人数も多いことにより把握はできておりません。

事業終了後の継続雇用を前提といたしましたふるさと雇用事業は、21年度から26年度で10事業所において15事業、実雇用者数28名で実施をされており、27年4月の時点で継続雇用となっているのは7事業所で19名ということになっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 6番 森 一美君。

(6番 森 一美君発言席)

○6番(森 一美君) ありがとうございます。

10事業所で28名だったのが、現在は7事業所で19名の雇用がなされているということですが、これ19名が減らないことを願いたいと思います。

継続中であっても、終了後であっても、実態把握というものは必要でございます。状況により、指導もしなければならぬでしょうから、追跡調査も確実に実施していただきたいをお願いしておきます。

市長、市にとっては、この事業というのはこの上ない雇用促進事業でありましたが、それをうまく利用して、甘い汁を吸った事業所があるというような市民の声も聞きました。つまり、公の金を使って、自分の経営努力を怠ったということでございます。まず、経営努力しながら、行政と経営者と協力して、雇用を確保していかなければならないと思いますが、その雇用主は自分が楽ができるようにというような思いでやったというふうな市民の見方もあります。

雇用が促進されても、それ以上にしなければ、自分のところの経営が難しくなってくるんじゃないかと私は思いますけれど、これが本当に事実であれば、せっかくのよい施策が無駄になると思い、非常に残念なことだと思います。市長は、そのようなうわさは聞いておりませんか。もし聞いておれば、この話を市長はどのように考えるか、お伺いします。

○議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) ちょっと整理をしたいのですが、私はそのようなうわさは聞いたことはありません。またうわさに対するコメントはこの場では差し控えさせていただきます。

○議長(永野裕夫君) 6番 森 一美君。

(6番 森 一美君発言席)

○6番(森 一美君) ありがとうございます。

私も現実を見ていないので、市長にこれ以上聞いているか、聞いていないかということはいません。市民が潤えるために、国の施策や事業を活用することは、どんどん採用されるように頑張らなければならぬと思いますけれど、市民側もそれに呼応して、頑張ってください必要があると感じております。

このようなうわさが立たないように、市民からこのような事業を食い物にしているというようなうわさが立たないように、事業所を決めるためには、事業の採用決定や成果の検証をしっかり確立して、第三者から指摘されないようにしていかなければならないと思っております。

この事業につきましては、みんなよかったというのと、あいつは楽しかったというような批判等もありますので、また、市民からの声等もいろいろ拾い上げて、この事業をもっともっとより

よい事業になるようにしていただきたいとお願いしておきます。

これでこの質問は終わります。次の質問に入らせていただきます。

次に、交通安全対策についてお伺いしていきます。

この間、北海道の砂川市では、非常に悲惨な事故が発生いたしました。本市でも長い期間、交通死亡事故がゼロの日というのが続きましたが、それが途切れて以来、毎年、交通死亡事故が発生しております。

途切れたときの関係者は、消防職員であったと記憶しております。また、この4月には、消防職員がスピード違反をして処分を受けており、職員に対する交通マナーの遵守の教養が求められるような状況になっておりますが、総務課長、この5年間の交通状況についてお伺いしていきます。

まずは、交通事故の発生状況はどのようになっているか、お伺いします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 木下 司君自席）

○総務課長（木下 司君） お答えいたします。

直近5年間の交通事故の発生状況ですが、交通白書によりますと、土佐清水市管内の交通事故は、平成22年が件数で34件、負傷者39人で死者はなし。平成23年が件数で27件、負傷者30人で死者はなし。平成24年が件数で35件、負傷者35人で死者は4人。平成25年が件数で31件、負傷者が34人で死者は1人。平成26年が件数で23件、負傷者21人で死者は2人となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。

本当に事故は絶えません。平成24年2月だったか、交通死亡事故ゼロの日が途切れてから、数多くの死亡事故が発生しており、また、中村警察署清水警察庁舎になってからも事故が多くなっているように思います。

なるべく死亡事故をなくし、交通事故を減らしていくようなことに努力していかないけないと思っておりますが、特に高齢者の事故というのはふえております。以前おりました清水警察庁舎の西川という課長の提案で、高齢者の免許返納対策というのが始まりました。これが現在、どのようになっているか、お伺いしたいと思いますが、私、この間、交通指導員の研修で、鹿児島県警まで行っておりました。鹿児島県警のほうでも、高齢者対策というのは非常に重要に考えておまして、免許返納についても手厚く支援できるように行っております。また、総務

課長のほうにこの資料をお渡ししますけれど、鹿児島ではこういうような対策をとって、免許返納者を支援しておりますので、よろしくお願いします。

死亡事故の実態はわかりましたが、この高齢者の免許返納について、どのようになっているか、進捗状況をお伺いします。総務課長、よろしくお願いします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 木下 司君自席）

○総務課長（木下 司君） お答えいたします。

高齢者の免許返納についてでございますが、本市が全国に先駆けて、平成17年に高齢者免許返納支援制度を実施しております。それ以後、一応、過去3年間の実績を申しますと、平成24年度が27人、平成25年度が38人、平成26年度が40人となっておりまして、わかっている支援制度ができて、平成18年度からの高齢者の免許返納実績は、合計で316人となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。

316人で結構な数の方が返納されているようでございます。

この広い市内で公共交通の少ない不便さを、個人で補うのにはどうしても運転ということしかないと思いますが、このことによって免許を返すことを躊躇する人が多いと思います。

まず、高齢者、自分では大丈夫という気持ちで運転しているようですけれど、結構、怖いものがありますので、またこの免許返納については促進するようにお願いしたいと思います。

この事故を防ぐということにつきましては、交通安全教室などの教養が欠かせないと思いますが、現在、定員10名の交通指導員が1名欠けて9名の状態になっております。市民への交通指導等については、指導員は欠かせないと思いますが、この補充について早急をお願いしたいと思っております。どのような状況になっているか、総務課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 木下 司君自席）

○総務課長（木下 司君） お答えいたします。

土佐清水市交通安全指導員設置規則には、指導員の定数は10名で、本年4月に下川口地区の交通安全指導員さんが73歳で勇退いたしました。この指導員の任期につきましては、4年ということになっておりまして、市長が任命をすることになっております。そういうことで、その後、交通安全指導員に適任者である方々をお願いをしまいましたが、了承が得られ

ず、現在は先ほど、議員が言いました1名の交通安全指導員の欠員となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。

市長、指導員の欠けているところというのは、下川口地区以西ということでございまして、市長がこの人が適任ではないかと思う人はいないでしょうか。いろいろな状況、出務等があって、私も指導員をやっておりますが、議員と指導員の日程が重なると、ほかの人に無理をかけるといところなんかもありますので、なるべく議員はよくないんじゃないかというような話も出ております。

私もできれば、早目に退職したいと思っておりますけれど、市長、いかがでしょうか。いい人材はございませんでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 私の地元でありますので、大変危惧しておりまして、個人的にもいろいろ声をかけているところですが、なかなか今、受けていただけない、適任者がいないというそういう状況でありますので、また、地元の細川議員とも相談しながら、早急に適任者を決定していきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございました。

区長さん方にも声をかえて、早急に補充していただけるようお願いしておきます。

もう1点、市長にお願いしたいのですが、先ほども申しましたように、私、鹿児島に行ってきました。そこで一番最初に目についたのは、電車に交通安全についてラッピングしていることでした。交通安全対策について、市内を走る電車、それから公共バス等にラッピングをして、市民に交通安全について呼びかけております。

本当によく目立って効果があるんじゃないかなというふうに感じましたので、交通規制課長と話したときに、どういうふうにラッピングをしているかということを知りましたら、ライオンズクラブとか、商工会、また農協等に協力してもらい、ラッピングをしているというふうに伺いました。

市内には、独自の公共交通がないので、幡多広域で取り組むように市長会等で提言していた

だけたらいいんじゃないかなと思いましたので、市長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 幡多広域でということですので、そういう交通対策の市町村長が集まるような会がありましたら、また問題提起もさせていただきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 6 番 森 一美君。

（6 番 森 一美君発言席）

○6 番（森 一美君） ありがとうございます。

私もいろんな方面からラッピングについて協力していただけないか、声をかけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それともう一つ、市で使っている車両、これについても何か方策はないかなというふうな、この質問を書いた後で思いつきましたので、また市長、いい案を考えておいていただきたいと思います。

続きまして、休校中の下ノ加江中学校の活用についてお伺いしていきます。

学校教育課長、この下ノ加江中学校が休校してから2年になりましたけれど、何か活用のよい案が出ておりますか、お伺いします。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

下ノ加江中学校につきましては、平成25年4月より休校となっており、現在のところ、校舎等建物の定期的利用はなく、校庭について地域住民が定期的にグランドゴルフを行っているほか、時期を限定して、少年野球大会等に利用しております。

遊休施設の利活用については、これまでも他の部局と連携し、取り組んでいるところですが、下ノ加江中学校については、現在のところ、校庭以外に利用されていないのが実情であります。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 6 番 森 一美君。

（6 番 森 一美君発言席）

○6 番（森 一美君） ありがとうございます。

学校教育課長、今、ドローンというものが注目されております。それと同時に、また問題視されております。私もドローンを使っていろんなことをしてみたいと思っている人間の1人ですけれど、人の迷惑も考えずに飛ばす人がおり、今度、法制化されるんじゃないかというところ

ろなんかも、そういうところまで問題になってきております。

ドローンというものを適正かつ安全・有効に活用されたら、いろんな面に今までと違う働きができるのではないかというふうに感じております。

法律ができて免許が必要になってくるかもしれない。その折に向けて、下ノ加江中学校をドローンの教習所的な合宿訓練所に見たらどうだろうかというふうに考えております。法律も学んで、飛行訓練も行い、機体の整備もできるような本格的な教習所をつくれば、国内では初になると思います。

また、指導する教官等、それから授業を受ける教習生等も全国各地から集まってくるんじゃないかと思います。そうすると、人口減少のためにも、少しは役に立つと思いますけれど、いかがでしょうか。学校教育課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えします。

小型無人機ドローンは、無線にて遠隔操作ができることから、農業での種や農薬等の散布をはじめ、カメラを搭載すれば、災害現場や橋脚の上部など、危険で人間が直接目視することができない場所の撮影を可能とし、その映像により迅速な対応につなげることができるものと考えております。

しかしながら、首相官邸や善光寺などでの落下事故や事件を受けて、現在、国において議員言われたとおり、安全運行に向けた法整備がなされているところであります。

議員ご提言の合宿訓練所としての活用につきましては、今後、法整備がなされ、本市でも受け入れ可能となれば、施設の耐震化や住民理解等、課題はあるものの、遊休施設の活用はもとより、雇用の場の創出にもつながることから、その状況を見て取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 6 番 森 一美君。

（6 番 森 一美君発言席）

○6 番（森 一美君） ありがとうございます。

下ノ加江中学校、休校になってから2年たっておりますけれど、近ごろ、管理の面からでもいろいろ問題があると思います。早目にそういう活用ができるような場にしたいと思います。

下ノ加江のこの中学校の目の前には、砂浜が広がっております。家屋等もごく少数ある程度でございます。それで危険性等もないし、騒音の迷惑も抑えることができると考えております。

今、ドローンの活用や販売に力を入れている企業に声をかけて、こういうところを見てほし

いというようなことを言って、もし企業がここがいいなということになれば、こっちへ来てくれるんじゃないかというようなことも思いますので、何とか企業誘致・調査等に力を貸していただきたいと思います。学校教育課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えします。

ドローンは、多くの課題はあるものの、通常、人間が見ることのできない難しい場所の撮影や渋滞のない空を利用した荷物の搬送など、今後、利用価値は幅広く、その注目度は今後、急激に高まっていると言われております。

今後、法整備がなされ、安全運行が確保、担保されれば、その活用や販売に力を入れる企業は、さらに増加することが見込まれており、今後の動向を見守りながら、企業誘致担当課とも連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。

市長、このドローン、いろいろなところで違うのをテレビ等で目にすると思いますけれど、本当に空撮等に最も適していると言われております。この間も、箱根の大涌谷、あそこの状況を撮影したのをテレビ・新聞で見ましたけれど、本当に近づくことの難しい場所、でもこれを使いこなしたら、人的な被害を受けることなく、案外簡単にできるのではないかと考えております。

また、足摺宇和海国立公園の撮影なんかもして、この上空からの撮影をPRに活用できないでしょうか。それと、災害発生時なんかのときの状況把握にも十分使えると思いますので、ぜひ、教習所をつくることを企業等に掛け合っていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。市長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 大変、学校教育課長が踏み込んだ答弁をしましたので、後退するような答弁がなかなかできなくなっているんですが、日本でも実情は、はっきり言うと大変難しいとは思っております。合宿所とか。日本の今の状況から言えば、本当にホビーとか、先ほど課長が言いましたように、農薬散布、そういうふうな用途に限定されている感がございます。そういう小型の無人ヘリコプターなんですが、これは既に欧米や中国などでは、市場化が進んで

おりまして、10年後の2025年には8兆円まで市場が進むと言われているところであります。日本はその市場におくれをとっているとされていますが、現在、政府は国の成長戦略の1つで、ロボット産業の支援をしている中ですが、急遽、ドローンを組み込むことを先ほど発表しております。航空法という法律や電波法など、関連法の整備も進めているということなんですが、この既に国内の数カ所にドローン特区、こういうものを設けるなど、関係省庁の調整を今、行っている、急いでいるということも聞いております。

ただ、私自身、どのような企業がドローンを製作して、どのような企業があつて、どのような形で研究開発をしているのか、また、どのように産業化させていくのか、情報収集というのがほとんどできていない状況ですので、その企業に対して企業誘致とかいう部分まで、どういう方法でやっていくのかもまだ思いつかないというのが現状ですので、研究をさせていただきたいと思います。申しわけございませんが。

○議長（永野裕夫君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。

私もその関係は、ネットのほうで若干、調べてみましたけれど、まだ大阪のほうに1社、ちらっとこういうふうな販売促進をしているという会社があっただけで、県内には全然そういうところはないようです。

そういうところを私も今から調べて足がかりをつけていきたいと思いますので、また市長にもお願いしにいくと思いますので、よろしくお願いします。

次に、市役所を訪れた市民の方のご意見、顔見知りだったので声をかけたところ、その方、近頃、左半身が不自由になったということでございました。

話をしていると、2階の課のほうに用事があつて来たが、階段を登るのに苦労している。階段、正面のところは階段を登る手すり、左側にはあるけれど、右にはないというような状況ですので、左手が不自由なので、右手で支えながら上がらなくちゃいけないという状況で、苦労していたようでございます。エレベーター使うことは知ってますという話ですけど、自分のリハビリというものもかねて、階段を使っているので、ぜひ、2階、3階等に上がる階段に手すりもつけていただきたいという話でございました。

総務課長にお伺いします。

市の施設で片側にしか手すりのない施設は、何カ所ぐらいあるか、把握していれば教えていただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 木下 司君自席）

○総務課長（木下 司君） お答えいたします。

市の施設で片側にしか手すりのない施設は、何カ所かとのことでございますが、名前を言いますと、市役所庁舎、下ノ加江市民センター、三崎市民センター、下川口市民センター、図書館、中央公民館、文化会館、これは福祉センターも含めます。7施設です。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。

今、高齢化が進んでおりますし、またいろいろなことで不自由な思いをされている方もいると思います。

市長、この市民からこういうふうな意見が出たのを機会に、階段の壁側のほうにも手すりを設置していただけたら、利用する方もしやすいんじゃないかと思いますが、財政的に厳しいことも十分承知しておりますけれど、ぜひ設置していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 本当に切実な要求だと思いますので、早急に点検をして、できるところから改修してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。

ぜひ、設置してやってください。

私、今のところ健常者で、そんなに不自由もしないですけど、その人たちの思いというものはいろいろあると思いますので、よろしくお願いします。

今会議が終了するころには、本格的な夏を迎えます。暑さに負けずに頑張ってまいりたいと思います。また、土佐清水ワールドが繁栄し、我が市の知名度が上がることを祈念して、全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、午餐のため、午後1時20分まで休憩をいたします。

午後 0時07分 休 憩

午後 1時20分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

8 番 西原強志君。

(8 番 西原強志君発言席)

○8 番(西原強志君) こんにちは。同志会の西原強志でございます。

通告に基づきまして、一般質問をしてみたいと思いますので、執行部の適切な答弁をお願いいたします。

今回の私の質問は、以下3点の質問事項について執行部の考えなどを質問してみたいと思いますので、皆さんには午後からの一般質問でありますので、大変お疲れかと存じますが、しばらくの間、ご清聴くださいますようお願いいたしまして、質問に入ります。

1 点目の市町村から都道府県へ運営移管となる国民健康保険事業についてであります。

以下、何点かについて市民課長に質問してみたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

はじめに、本市のこれまでの国保財政はどのように運営してきたのか、また、基金の運用状況も含めて伺いたします。

○議長(永野裕夫君) 執行部の答弁を求めます。

市民課長。

(市民課長 二宮真弓君自席)

○市民課長(二宮真弓君) お答えいたします。

昭和59年に3,500万円あった国保財政調整基金は、以後、平成3年度までは、ほぼ毎年のように国保会計剰余金を積み立てており、平成3年度末には初めて3億円を超える基金造成がなされております。

このような状況から、翌平成4年度から平成10年度までは、応能割税率はわずかでありましたが下げており、応益割である均等割と平等割は、ほぼ同額のままで運営してきておりました。

しかし、その後、平成7年度には、3,000万円の基金を取り崩し、平成8年度には4,000万円の取り崩し、平成10年度には3,000万円の取り崩しと続いたことから、翌平成11年度には均等割で3,000円、平等割では3,300円の増額となる改正を行っております。

増額改正はしたものの、その後、平成12年度には6,000万円、平成13年度には1,500万円の取り崩しにより運営を図ってまいりました。

平成16年度には、それまで別の目的で造成していた保健施設整備基金の廃止により、全額、財政調整基金に繰り入れを行う措置などで、一旦は3億8,000万円の残高がありましたが、引き続き、平成17年度は3,900万円、平成20年度には1億1,550万円、平成21年度には5,000万円、平成22年度には2,000万円、平成24年度には1億円、翌25年度に

は6,500万円の基金取り崩しを重ねるという財政状況でありました。

そして、平成25年度にはついに約5,600万円の赤字決算になり、翌年度予算から繰上充用するという措置を取らざるを得ない運営状況となっております。

このような厳しい財政状況、そして、医療水準の高度化や加入者の加齢化による医療費の増加を見越して、14年間据え置いてきた税率改正を上程。一度は否決されましたが、平成26年3月会議で可決されましたことは、ご承知のとおりであります。

この税率改正により、1世帯平均で約25.7%、額にして平均約3万2,000円の増額ということになり、加入者の皆さんには厳しい増額であったとは認識しておりますが、後年度に減少し続けている加入者の皆さんに、過大な負担を強いることは避けられたのではないかと考えております。

なお、今後も国保会計の安定的運営が図れるよう、しっかり取り組んでまいります。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） ただ今、課長のほうから過去の経過も踏まえて、基金の状況等について詳細に説明していただきました。

平成3年には、3億円程度あった基金も25年には底をついたというような状況の説明をいただきました。

いずれにいたしましても、国保の運営については、厳しい状況には変わりないとそのように理解をしているところであります。

先ほど、課長からの話もありましたように、平成26年3月会議におきまして、国保の税率の引き上げについては、平均25.7%年間。平均1世帯当たり3万2,072円の増額の大幅な引き上げの条例案を賛成多数により可決し、国保税の増税を図り、国保事業の運営を図られてきたところであります。

この税率引き上げの改正に伴い、本市の国保財政の状態はどのように改善されたのか、26年度決算見込み、27年度の決算見込み及び28年、29年度はどのように見込をされているのか、お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 二宮真弓君自席）

○市民課長（二宮真弓君） まず、国保税の決算見込みから申し上げます。

前年度と比較しまして、15.3%の増収、税率引き上げの影響を懸念しておりました徴収率も前年度の83.8%から3.5ポイント上回った87.3%、県下11市で一番高い徴収率という結果となっております。

これは被保険者の皆様のご理解、ご協力のおかげだと思っておりますし、あわせて収納推進課の皆様のご尽力のおかげだと思っております。この場をおかりして、改めて心から感謝申し上げたいと思います。

さて、26年度の決算見込みについてです。歳入合計25億8,914万6,000円、歳出合計26億2,983万7,000円、そのうち、前年度赤字額5,605万9,000円を除く単年度実質収支は1,536万8,000円の黒字となっております。

ただし、療養給付費交付金等は、決算見込みのヒアリング後に数字が確定し、翌年度精算になる仕組みとなっております。

平成27年度以降の決算見込みをということですが、昨年度の税率改正の際には、長年、改正を行ってなかったことも要因となり、加入者の皆さんには厳しい税率改正ではありましたが、平成30年度には赤字が解消できるよう、試算しております。

年度ごとで申しますと、27年度は3,000万円の黒字、28年度は5,300万円の黒字、29年度は700万円の黒字のそれぞれ決算見込みを立てておりまして、平成30年度には赤字が解消できるものと見込んでいます。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 税金の収納については、課の対応ということで、税収の徴収率も上がっているというようにお伺いいたしました。

それから、決算見込みについては、ただ今、市民課長からありましたように、27年、28年、29年と黒字の見込みで、これから質問してまいります県への移管については、その点では収支赤字にはならないというような課長からの説明をいただきました。どうもありがとうございます。

次に、医療保険制度の改革関連法の主なポイントについてお伺いいたします。

ご承知のとおり、市町村が保険者として、昭和35年度からこれまで55年の長期間にわたって実施している国保事業を、都道府県へ移管する法案であります。医療保険制度改革の関連法が27年5月27日に可決成立したところであります。

高齢化が急激に進み、医療費が膨らむ中で、制度を持続させるために幅広い世代の負担を見直しする内容であります。本年度から所得の高い現役世帯の保険料が、平成28年度には入院時の食費を引き上げ、紹介状なしの大病院へ受診した場合には、追加負担を求める等、赤字構造を抱える市町村の事業主体で実施した国民健康保険事業は、平成30年度から都道府県に事業運営を移管し、規模を大きくし、財政基盤を安定化させるなど、予防や健康づくりに積極的に取り組む自治体には、財政支援を強化し、医療の効率化を促すこととされている医療制度改革

革法について報道されているところであります。

都道府県に運営を移管するための医療保険制度改革の関連法の主な改正ポイントについて、お伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 二宮真弓君自席）

○市民課長（二宮真弓君） 今回の法改正は、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平性、医療費適正化の推進などの措置をするためのものです。

今、議員が質問の中で何点か触れていただきましたが、主だったものの概要についてご説明いたします。

まず、国保会計の安定化です。

今議会で、３月３１日に専決処分した国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について報告させていただいておりますが、これは低所得者対策の一環で、国保税の軽減対象となる枠が広がるというものです。

その軽減額が大きくなった措置として、国は自治体への財政支援額を大きくし、国保会計の安定化を図るというものであり、関連する改正としては、平成３０年度から都道府県が国保財政運営の主体になるということは既にご案内のとおりです。

次に、後期高齢者支援金の全面総報酬制の導入です。

これまで各保険者は、加入者数に応じて負担しておりましたが、国保など財政力の弱い保険者の負担が重くなることから、加入者の報酬額に応じて負担する率を段階的に引き上げ、平成２９年度には全面的に総報酬制になるというものであります。

次に、負担の公平性の観点から、入院時の食事代について、現行２６０円であるものが段階的に引き上げられ、３０年度には在宅療養の負担と同額の４６０円になります。

ただし、低所得者、難病等患者の引き上げはございません。

また、大病院受診の際は、紹介状なしの場合に定額負担が必要になるなどもあります。

そのほか、後期高齢者医療の保険料軽減特例を段階的に縮小して、負担の公平性を図ることになっております。

以上が、市民に関連が深いと思われる改正についての概要です。

以上です。

○議長（永野裕夫君） ８番 西原強志君。

（８番 西原強志君発言席）

○８番（西原強志君） 主な改正ポイントについての説明をいただきました。

いずれにいたしましても、この改正については市民への負担の増につながるような感じもす

るわけでありますので、これからの県へ移管した場合の対応についても、いろいろとよろしく
お願いしたいと思います。

もう1点、この中で総報酬割というのがありますが、これを簡単に説明をお願いしたいと思
います。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 二宮真弓君自席）

○市民課長（二宮真弓君） お答えいたします。

現在、後期高齢者医療が発足して、それぞれの保険者とその医療費は、5割が公費から、
1割が後期高齢者の被保険者の方から、4割はそれぞれの保険者の若い世代が負担金を出して、
高齢者の方の医療費を支えるという仕組みでした。その4割分の支援金が、それぞれ保険者の
加入する人数で頭割りで負担されていまして、財政力が弱いといいますか、所得が少ない
ところにとっては、負担が大きかったと思います。それを国のほうは見直しをして、所得が高
い人にはそれなりの負担をしてもらうということの支援金が変わるという制度です。よろしい
でしょうか。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 今、課長の説明がありましたように、この総報酬割は、やはり公務員
なり、それから大企業の社員等から、その負担を取ると。将来、移管された場合に、そういう
所得の高い層から取るというようなことのようにあります。

いずれにしても、市民にはそのような負担がかかってくるというような状況であります。

続きまして、次に市町村から都道府県へ運営移管となる国保事業についてであります。は
じめに市町村が実施している国保事業については、これまで国・県当局から通知等があったと
思いますが、平成30年度から県へ運営移管とすることになりました。市としてこれまでどの
ような取り組みがなされてきたのか、お伺いいたします。簡単でいいですので、よろしく願
いします。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 二宮真弓君自席）

○市民課長（二宮真弓君） 平成30年度から県が財政運営の責任主体となるという大きな改
正ではありますが、そのための取り組みというより、本市の国保会計が安定的な財政運営が堅
持できる取り組みをしてきたところです。課題となっている繰上充用の計画的、段階的な解消
もその1つだと考えております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

(8 番 西原強志君発言席)

○ 8 番 (西原強志君) ありがとうございます。

次に、県一への国保事業を移管することに伴い、市としてどのような条件整備が必要なのか、またどのような対策を市町村として講じておかなければならないのかお伺いいたします。

○議長 (永野裕夫君) 市民課長。

(市民課長 二宮真弓君自席)

○市民課長 (二宮真弓君) 県一の移管といいましても、土佐清水市国保会計は、そのまま継続的な運営をしていくものです。条件ということは特に示されておりませんが、先ほど申しましたように、引き続き、安定的な財政運営が堅持できる取り組みをしていかなければならないと思っております。

○議長 (永野裕夫君) 8 番 西原強志君。

(8 番 西原強志君発言席)

○ 8 番 (西原強志君) そしたら、今までどおりに国保会計として、各市町村が事業実施を行うというようなことですか。

○議長 (永野裕夫君) 市民課長。

(市民課長 二宮真弓君自席)

○市民課長 (二宮真弓君) お答えいたします。

そのとおりです。1 つになっても、市町村がなくなるということではなくって、市でそれぞれ国保会計を持ち、皆さんから保険税を預かって、それをいったん県の国保会計に国保事業納付金ということで言われてますが、それを納めて、県の国保会計が今度は市町村の要した医療費に対して、それをまた交付してくれるというような形で県がまとめますが、最終的には個々の市町村で、国保税も徴収しという形は変わりありません。

○議長 (永野裕夫君) 8 番 西原強志君。

(8 番 西原強志君発言席)

○ 8 番 (西原強志君) わかりました。私は、1 つの県の事業として、全部引き上げてというような考えだった。そうやないですね。これまでのように実施して、財政規模全体が県一になるというような考えでいいですか。わかりました。

それでは、お伺いします。

次に、県下市町村の国保財政状況について、どのような状態なのか、お伺いいたします。

○議長 (永野裕夫君) 市民課長。

(市民課長 二宮真弓君自席)

○市民課長 (二宮真弓君) お答えいたします。

現在、平成26年度決算に関する県とのヒアリングが実施されている最中でありますので、決算が確定しております平成25年度分でお答えさせていただきますので、ご了承ください。

当該年度で繰上充用を行っているいわゆる赤字額を持っている市町村国保は、本市を含めて4市2町合わせて6自治体あります。残り28自治体は黒字決算となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 本市を含めて4市2町、6団体が赤字で、あと28は黒字というような説明でした。ありがとうございます。

次に、各保険者である市町村の基金状況についてどのような状態なのか、お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 二宮真弓君自席）

○市民課長（二宮真弓君） 基金残高ということですが、ゼロというところもありますが、目安として基金残高が1,000万円以下となっている自治体についてお答えさせていただきます。

県下で基金残高が1,000万円以下となっている自治体は5市6町あります。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） わかりました。

各市町村が赤字をもって、赤字とか黒字があるわけですが、その統一される場合には、全て赤字も黒字も含めて、1本になるというような考えでいいですか。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 二宮真弓君自席）

○市民課長（二宮真弓君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、高知県国保会計が新たにできますけれど、市町村国保会計はそのまま存続いたしますので、基金もそのまま多額に持っているところも赤字があるところも、それぞれの国保会計で管理するということにはなります。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） よく理解いたしました。

次に、今の課長の説明から言ったら、その保険者、各市町村の保険者で全て対応するというようなことのようにですが、保険税の課税は県下統一か、また個々に今までのように課税して、課税徴収するというような方法でいくものですか。その辺の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 二宮真弓君自席）

○市民課長（二宮真弓君） お答えいたします。

先ほどから申しますように、財政運営の責任主体は県になりますが、市もそれぞれ一緒に運営していくというような形にはなりません。市民の皆さんに身近な税率の決定、徴収については、従来どおり市で行うということになります。ただ、国としては、今回の改正に当たって、税率が全国の中でかなり大きな差があるということによって、今回の改正に臨んだということで、30年度に1つになったときには、1つの会計としたときに、一斉に統一にするとは申ししておりませんが、いずれは税率を統一して、県が標準的税率を示すということになっておりますが、それに対してそれぞれの市町村が努力しながら、差がないような形に持っていくということは言われております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 今の運営に当たって、税率については、一斉にするのじゃなくて、将来的にそういうふうな方向で持っていくというようなことのようにです。わかりました。

次に、課長の答弁でもありましたが、もう一度お願いしたいと思います。

移管により、国の財政支援ということですが、移管により国の財政支援が受けられるとのことですが、どのような内容の支援があるのか、お願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 二宮真弓君自席）

○市民課長（二宮真弓君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしました今回の後期高齢者支援金を総報酬制にすることなどで、不要となる国費を財源といたしまして、国保税軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充する、あるいは精神疾患や非自発的失業者など、自治体の責めによらない医療費の増に対する負担の財政支援を行うと言われております。

また、現在、国保会計で赤字となった場合は、それぞれの市町村が繰上充用するなど対応しておりますが、国保会計のキャッシュフロー不足の対応策として、市町村に対して貸付や交付を行うことができる財政安定化基金というものを県単位で造成して、財政支援をされると言われております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） ありがとうございます。

そういう赤字が出た場合に、貸付制度を設けて、その赤字を埋めるというようなことのようにありますが、次に、後発薬、ジェネリックの医薬品についてであります。平成27年5月27日の新聞報道によりますと、医療費1兆7,000億円抑制へ、その一環として、厚生労働省は後発薬の割合を80%以上に拡大することを新たな目標の発表があったところであります。

使用する薬の単価を下げ、医療費の膨張を抑えるねらいがあるところです。額を明示した他の抑制策と合わせると、平成32年度には、先ほど申し上げましたように、医療費の抑制効果は1兆7,000億円になると試算しておるところであります。

また、後発薬の使用目標は、現在、29年度末までに60%以上であるが、60%への到達時も1年前倒しすることも報道があったところであります。

課長にお伺いいたします。

後発薬、ジェネリック医薬品について、どのように認識しているのか、お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 二宮真弓君自席）

○市民課長（二宮真弓君） お答えいたします。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品に比べて安価であるため、本当に大丈夫なのかと、実際使用するの躊躇される方が多いようには感じております。しかし、ジェネリック医薬品というのは、審査機関であります独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査により、品質、有効性、安全性が先発医薬品と同等であると確認された後に、販売承認を得たものであります。

現在、国保のほうで行っております被保険者の皆さんに発送しているジェネリック医薬品促進のお知らせだけでは、少し説明不足ではないかと正直感じております。

今後、普及促進に当たりまして、より丁寧でわかりやすい説明をしていかななくてはならないと思っております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） どうもありがとうございます。

次に、本市の後発薬の使用目標があれば、その目標について、また使用状況の実態について、あわせてお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 二宮真弓君自席）

○市民課長（二宮真弓君） 県平均の普及率以上というのを一定の目標値としております。ちなみに直近1年間のデータで申しますと、高知県で50.39%、土佐清水市では46.51%であります。

続いて、実績はどのようになっているかということについて、平成25年度、26年度の実績との比較でご説明いたします。

1カ月平均の効果額、人数で申し上げます。

平成25年度が595人、170万2,000円、平成26年度709人、221万9,000円となっております。これは平成26年4月から患者に対して、薬局、病院窓口でのジェネリック医薬品への切りかえ勧奨をすることが義務化されたことが要因の1つではないかと思っております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 課長の認識等についてはよくわかりました。ありがとうございます。

次に、市長にお伺いいたします。

ただ今、市民課長から細部にわたっての答弁をいただきました。

いずれにいたしましても、国保事業は平成30年度から県への運営移管となることが決定しているところでありますので、今年度も含めて実施するまでの準備期間は3年間であります。

課長からいろいろな角度からの答弁をいただきましたが、まだまだ不透明な部分が残されているところです。この改革法の根本には、医療費の抑制、国民からの負担の増大を図ることが念頭にあるのは間違いない事実であるところです。

今回、国保運営が県一事業の保険者になることにより、保険税の課税がどのような状況になるのか、また負担増につながるようになるのではないかと市民が一番心配しているところであります。

市長にお伺いいたします。

国保事業が県へ移管する今回の制度をどのように認識しているのか、また、市民への負担増につながらない国保税の制度を図るべきと考えますが、市長の所見をお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） これまで国保の運営については、大きく市役所の職員のころからかわってきた西原議員ですので、何やら試されているような気で聞いておりました。

ご承知のように、国民健康保険財政、これにつきましては、本当に高齢化の進展、非正規雇用労働者、それから年金生活者、失業者などの増加や軽減世帯の増加など、構造的問題、これによって保険税収入は年々、減少してるのが現状であります。

その一方で、保険給付費というのは、被保険者の高齢化や医療の高度化により毎年、増加を続けており、県下の各市町村、本当に厳しい財政運営というのを強いられているのが現状であ

ります。

これまでも、それぞれの市町村においては、国保の財政安定化のために、保険税、収納率の向上、レセプトの点検、それから先ほど質問がありましたが、ジェネリック医薬品の啓発促進、さらには特定健診、特定保健指導などによる成人病予防等の対策に取り組んでいるところです。

こういった社会状況の影響、こういうものをまともに受けながら、加入者が減少するなど、年々、国保運営は厳しくなる一方であります。

本市におきましても、先ほど、市民課長が基金の運用状況を年度ごとに答弁をしております。決算時の歳入不足を財政調整基金の取り崩しなどで対応してきた経過もありますが、本年度より国保税の引き上げを行ったところです。

本当にこれは心配もしておりました。しかしながら、先ほど課長の答弁がありましたが、収納率も県下11市で一番高い収納率を上げたということを聞きまして、本当に被保険者のご理解と収納推進課の努力とこの賜物であると感謝をしているところであります。

しかしながら、引き続き、厳しい財政運営には変わりはありません。平成30年度から県との共同運営となるまでの期間、安定的な国保運営を図るためには、国による公費負担の拡大など、国保の財政基盤の立て直しは必須条件でありまして、平成27年度より保険者支援として予定されている1,700億円の公費拡大についても、平成27年度以降も確実に行うことや、平成29年度の高齢者医療における後期高齢者支援金に係る全面総報酬割の実施に伴い生み出される財源、これについては国保への優先的な交付を確実に行うことなど、これは高知県の市長会でも決定し、それを四国市長会にもあげて、そこでも決定し、さらに先般行われた全国市長会を通じ、国へも強く要望しているところであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） ただ今、市長から、国保に対する取り組みについて、本当に並々ならぬ決意をもって取り組んでいくというような答弁であったかと思えます。

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、2点目の旧保育園浦尻、旭、清水の管理等についてであります。

はじめに現在の旧保育園の管理状況等について、福祉事務所長にお伺ひいたします。

待望の市街地3園、浦尻・旭・清水が統合したすばらしい保育園として、さらに清水保育園が完成し、先月5月9日には、落成記念式典が挙行されたところであります。

また、5月の連休明けから開園し、保育業務を行っている状況であります。ご承知のとおり、今回の施設は、高台へ建設し、地震・津波等の災害から子どもたちの生命を守ることができる

安心・安全な施設整備が図られたことから、市民からも大変喜んでいただいているところでもあります。

さらに清水保育園へ移った後の旧３園の施設について、現在、どのように管理を行っているのか、管理状況等について福祉事務所長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

さらに清水保育園に統合して廃園となりました浦尻・旭・清水の旧３保育園の管理につきましては、福祉事務所で行ってまいりました。管理といいましても、３園の不要となった遊具、備品等の使わなくなったものの整理を行ってまいりましたが、現在、旧浦尻保育園はほぼ終了いたしました。旧旭保育園は、浦尻と旭の不要になったものを集めて、一時的に保管しております。旧清水保育園につきましては、大まかな整理はできましたが、まだ支援センター等の遊具、備品等の荷物と一部の部屋に不要なものが若干残っている状況でございます。

○議長（永野裕夫君） ８番 西原強志君。

（８番 西原強志君発言席）

○８番（西原強志君） 管理についてはよくわかりました。

次に、旧保育園の今後の管理の方向性について、福祉事務所長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えします。

旧３保育園につきましては、普通財産への所管替えの決裁がございましたので、国・県への転用報告が終わり次第、普通財産として総務課へ引き継ぎしたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） ８番 西原強志君。

（８番 西原強志君発言席）

○８番（西原強志君） 普通財産に切りかえについては、いつからになっておりますか。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） ７月を予定しております。

○議長（永野裕夫君） ８番 西原強志君。

（８番 西原強志君発言席）

○８番（西原強志君） 行政財産から普通財産への切りかえを７月ごろ行うということであります。よくわかりました。

それから、旧旭保育園と旧浦尻保育園の各部落の区長場へ貸付していただきたいということで、浦尻の区長、旭町の区長からも来ておるとありますが、その費用についてであります、現在、水道料とか電気料、浄化槽等の管理について年間、どれくらいの維持費が要るのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えします。

旧旭、浦尻保育園の浄化槽の保守・清掃と電気料、水道料につきましては、使うほうでどの程度使うかによって大幅に変わってきますが、現状のまま使えば、数十万円が年間必要となります。しかし、最小限しか使わないのであれば、10万円台程度の場合もあるというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） いずれにいたしましても、10万円程度かかるということではあります。わかりました。

次に、総務課長にお伺いいたします。

今年の4月に行政財産から普通財産に切りかえするということであります。その後は当然、総務課のほうで管理すると思うわけですが、どのように活用を図られるのか、管理方法も含めて、総務課長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 木下 司君自席）

○総務課長（木下 司君） お答えいたします。

旧保育園、浦尻・旭・清水の管理委託等についてですが、現在、福祉事務所より普通財産に移管したいとの協議があり、7月中に所管替えの方向で進んでおります。

3園の施設のうち、浦尻・旭保育園につきましては、地区区長より区長場として使用したいとのことで協議があり、総務課といたしましては、施設の有効活用を考えますと、区長場として使用は可能であるということで伝えておまして、施設の維持管理費、電気代、水道代、浄化槽等の管理については、ほかの地区との整合性を保つために、地区で負担をしていただきたいという意向を区長に伝えております。

旭保育園につきましては、あと保護司会からも一部を事務所に使用したいとの要望もありますので、使用について今後、話し合いを進めてまいりたいと考えております。

また、清水保育園については、企画財政課で中山間対策の一環と位置づけ、起業、創業を目

指す方を対象に、新たなビジネスを展開する場所ということで、また都市部企業の新たな事業拠点とするサテライトオフィスとして、複数事業体の受け入れが可能となるシェアオフィスの設立を検討しております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 課長から答弁いただきました。

貸付される場所については、そこが維持費等については負担を持つと。これまでの経緯からいって、それが当然であるというようなことでありますが、ぜひ、部落費、特に旭町の保育園は、私の実家の隣でありまして、いつも目にするところではありますが、利用にしても、市街地の真ん中にあるところでもあります。市としても、当然、選挙投票所とか、サロンとか、いろいろ健康教室とか使用しておりますので、その辺の費用負担については、今後、検討も考えていただきたいと思いますわけですけど、課長、その点も再度お願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 木下 司君自席）

○総務課長（木下 司君） 先ほども言いましたけど、一応、ほかの地区も2地区、区長場として使用しております。

そういうことで、そこも維持管理等について、電気代、水道代、浄化槽の管理費はいただいておりますので、これは整合性を保つということで、ぜひお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） それから、旧保育園の園庭についてであります、旭保育園の園庭については、都市計画法に基づいて旭町公園となっておりますので、当然、市が管理すべきやと思いますが、他の2園について、福祉事務所長、簡単でいいですが、どのように管理するのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） 7月からは普通財産に移管しますので、本来でしたら総務課長が答弁するのが筋かと思いますが、私のほうから簡単に答弁させていただきます。

旧清水保育園は、園庭と建物とも当面は、市が管理するようになると思います。廊下が園庭とつながっているような構造のため、一体で管理する必要があると思います。

旧浦尻保育園につきましては、利用希望の浦尻区長との話し合いになると思いますが、事前の話し合いで区長は、借りる場合は建物と一緒に園庭も管理して木を切るなどして、園庭は開放したいとお話ございましたので、そのようにしていただいて、子どもたちが遊べる場にしていただきたいというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 所長の答弁、よくわかりました。

今、福祉事務所長から答弁をいただきました。

4月から保育園の園庭として使用しておりませんので、各園の庭には草が生え、施設の前には保育園園庭としてこれまでいろいろな花を植えていたプランターには、花はなく、雑草が生え、施設の周りの環境は少しずつ変わっているようであります。これまで、園児の安全面からの対策として、各園においてもフェンスで周りを囲いして、入口は閉めている状態であります。まちづくり対策課長にお伺いいたします。

旧旭保育園の園庭については、先ほど申し上げたように、旭町公園として位置づけられています。現在の状況では、中に入れないような状況であります。

旧旭保育園の園庭は、旧旭町公園として位置づけられていますので、市民が気軽に利用できる公園として、市民へ開放すべき対策を講じる必要があると思いますが、課長のお考えをお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 横山周次君自席）

○まちづくり対策課長（横山周次君） 都市公園の目的は、市民が休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することとなります。今後においては、門扉等、いつでも開放できる状態にし、誰もが気軽に利用できる公園として管理していきたいと考えています。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） よくわかりました。

次に、副市長にお伺いいたします。

旧保育園の活用については、新清水保育園が、現在の場所へ移転改築の時点から、先ほど、福祉事務所長からの答弁がありましたように、浦尻区長、旭町区長から区長場等に利用したい旨、要請してきたと伺っているところであります。

地域の拠点施設としての活用を図るため、また部落が管理するようになれば、部落の負担の要らない管理方法について、所見を求めたいと思いますが、先ほど、課長の考えは聞きました

が、副市長として今後どうするのか、所見をお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

先ほど、総務課長からも答弁がありましたけれど、保育園の統合によって、今までも幾つかの地域で区長場等で使用しております。その場合については、建物の火災保険、電気代、浄化槽の保守点検等の費用については、地元で負担していただいておりますので、その状況から言いましても、今回、正式に地区から要望があれば、建物管理していくこれらの費用については、地元で負担していただくことになると考えております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） よくわかりました。

次に、きらら清水保育園の関連施設整備についてであります。福祉事務所長にお伺いいたします。

きらら清水保育園は、ご承知のとおり、平成27年5月に完成し、5月の連休明けから保育業務を行っているところであります。

保育園の園児の父兄等の行き帰りの際に、一方通行のため駐車場での方向転換時等には混雑している状況であります。

特に雨天時には混雑がひどい状態であります。今の状態で、一方通行するには、市道の道路状況等から難しいと考えますが、現在できている駐車場には、安全対策のため車止め等盛り土を講じているところであります。しかし、これまで、車止めを越えた事故を起こしたケースはよくあるところであります。駐車場は市道から2mから3mの高さになっていると思いますが、いつどのような事故が起こるのかわかりませんので、できれば周りをフェンス等で囲むかの対策を講じていただいたらと考えますが、福祉事務所長の所見を求めます。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

きらら清水保育園の園児送迎車等の駐車場につきましては、当初は入口で車を回すようにしていたため混雑することもありましたが、現在は車を回すスペースを駐車場の中にとり、保護者の車の駐車スペースを入口付近に新たに設けたことにより、混雑は少なくなっております。

駐車場内は、一方通行としておりまして、入口左から入り右側へ抜けるよう、進行方向を示すラインを引く予定でございます。

駐車場の入口以外の3辺には盛り土をしていますので、簡単には車は飛び出さないとは思いますが、フェンス等、安全対策につきましては、今後、検討していきたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） ただ今、所長からの答弁をいただきました。フェンス等についての安全対策については、今後検討するということであります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

この件について、今、所長が答弁しましたが、駐車場の安全対策ということで、副市長の所見をお伺ひしたいと思ひます。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 先ほど、福祉事務所長が答弁いたしましたように、一定の安全対策については、今後、配慮はしていきたいと考えております。

あわせて、先ほど福祉事務所長も申したように、園児の送り迎えには一定のルールを決めましたので、そのルールを事故が起らないよう保護者にも徹底していきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 次に、3点目の漁業復活に向けた漁業振興対策についてであります。

以下何点かについて、農林水産課長にお伺ひしたいと思ひますが、時間も余りありませんが、1、2点についてお伺ひしたいと思ひます。

はじめに、平成17年度及び22年度、24年度から26年度までのメジカの漁獲量、漁獲高について答弁を求めます。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） お答えをいたします。

メジカの漁獲量及び漁獲高についてお答えをいたします。

平成17年度、漁獲量8,419t、漁獲高5億9,320万4,000円、平成22年度5,859t、漁獲高4億3,136万1,000円、平成24年度5,284t、漁獲高4億9,618万5,000円、平成25年度5,546t、漁獲高7億3,984万円、平成26年度4,387t、漁獲高6億1,694万7,000円でございます。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○８番（西原強志君） 次に、サンゴ漁業についての漁獲高について、２２年から２６年の漁獲高について、それとあわせてサンゴ漁船の許可隻数についてあわせて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） サンゴの漁獲高でございます。平成２２年度８億５,４９８万８,０００円、平成２３年度１４億４,８５８万３,０００円、平成２４年度１２億９,２６０万３,０００円、平成２５年度１８億６,２６５万５,０００円、平成２６年度２０億３,００４万６,０００円でございます。

サンゴ漁船の許可隻数につきましては、現在１０４隻となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） ８番 西原強志君。

（８番 西原強志君発言席）

○８番（西原強志君） ありがとうございます。

続いて、漁業センサスによる平成１５年度から５年ごとの２０年、２５年の経営体数、漁業就業者、漁船隻数等についての推移をお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） 漁業センサスによります数字でございますが、平成１５年度経営体数が５０８、漁業就労者７９４人、漁船隻数６２８となっております。平成２０年度経営体数４７２、漁業就労者６４２人、漁船隻数が５７９、平成２５年度経営体数３９４、漁業就労者５６３人、漁船隻数４５７でございます。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） ８番 西原強志君。

（８番 西原強志君発言席）

○８番（西原強志君） ありがとうございます。

次に、後継者の育成と対策についてお伺いいたします。

農林水産課よりいただいた資料によりますと、平成２７年４月現在の全ての漁業従事者の年齢構成については、７０歳未満が１４９人の７０％、７０歳以上では６４人と３０．０％の割合となっております。

このままの状況において、１０年後の漁業従事者を推計してみますと、７０歳未満は５９人の２７．７％、７０歳以上については１５４人の７２．３％となるところであります。

10年後には、漁業を続けられない方もありますので、割合については多少変動しますが、いずれにいたしましても、約70%の漁業従事者が70歳以上となることが予想されるところであります。このような漁業従事者の状況の中で、後継者対策としての漁業従事者の育成は、一時の猶予もないところまで追い込まれているところであります。後継者の育成と対策について、今後どのように推進を図るのか、農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） お答えをいたします。

後継者の確保につきましては、漁業の根幹を支えるものとして大変重要なことであります。

しかしながら、漁業に限らず、農業においても同様に後継者が不足しているのが現状であります。

漁業後継者対策としましては、技術研修期間中の生活支援を行う新規漁業就労者支援事業を平成12年度より実施し、これまでの実績としまして、高知県漁協が10名、窪津漁協が1名、計11名が地元漁業者から技術研修を受け、自営漁業者として自立しております。

そのうち、9名が現在も漁業に従事し、また高知県漁協におきまして、現在4名が研修中であります。

また、そのほかの支援としまして、研修を終え、自立する際の支援として、漁船リース事業や市独自の取り組みとして、研修生の扶養家族への支援等も実施しております。

近年、高知県が主催する漁業就業セミナー等による周知活動等の成果もあり、1週間程度の研修を行う短期漁業研修制度の利用者や都市部で開催する移住相談会でも、漁業に関する問い合わせも増加していることから、本市としても可能な限りの支援を行い、1人でも多くの後継者の育成に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 課長から後継者育成等についての事業の内容等を細かに説明していただきました。ありがとうございます。

ぜひ、この後継者対策については、一生懸命、課長の頭の中にはいつでも後継者対策があるというような頭の中で、今後進めていただきたいと思います。

次に、課長からメジカ漁業、サンゴ漁業の漁獲量、漁獲高等について、またあわせて漁業経営体、漁業従事者等の現状を報告いただきました。

サンゴ漁につきましては、サンゴ価格の単価の高騰などにより、許可隻数は現在において

104隻と多く、約過半数の漁業者が従事して、一定の漁獲高を上げている状態であります。

平成26年度のサングの漁獲高は、20億300万円で、メジカの漁獲高は約7億7,400万円で、その割合は72.4%となっており、サングの漁獲高を示すように、ますますサング漁へ依存が強くなっている状態であります。

しかし、一方の漁業において、課長から報告をいただいたように、サング漁業以外の全ての魚種の漁獲等は減少し、厳しい状況であります。農林水産課長にお伺いいたします。

漁業を取り巻く環境は、どのように認識し、どのように捉えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） お答えをいたします。

本市の漁業を取り巻く環境は、漁業者の高齢化や後継者不足、燃油の高騰、地球温暖化による気象変動などに起因する漁業周期変動やサング漁にシフトした影響などによる魚の漁獲量の減少など、依然として厳しい状況が続いております。

先ほど申し上げましたが、高齢化により漁業者数は、漁業センサスによりますと、平成15年794名であったものが、平成25年には563名と10年間で29.1%の減少となっております。

また、平成27年4月現在の清水の主力漁法である立て縄・メジカ・サング漁の漁業者の年齢構成を見ますと、60歳代以上が72%を占めており、逆に20代、30代はわずか3%となっております。またこれはカツオ学会で特に議論をされておりますが、東南アジアでの大型巻き網船によるカツオ漁が日本沖の資源にも影響を及ぼしているとの指摘があり、国に対し規制などの要望を行っているところであります。

漁獲量の減少は、漁業者の所得のみならず、漁協、仲買業者や宗田節をはじめとする加工業者など、関連する業者にも影響を与えると認識しております。

なお、先ほどにも申し上げましたが、本市の漁業を支える漁業者の確保は、今後、大きな課題であると考えます。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 最後に市長に質問する予定でありましたが、時間の都合でこれでもって終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。10分間休憩します。

午後 2時21分 休 憩

午後 2時30分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 通告をしております4点について質問を行ってまいりますが、朝から大変お疲れでしょうから、どうぞご自由にお願ひしたいと思います。

最初に、原発の高レベル放射性廃棄物、核のごみ、最終処分場についてということであります。

原発から出る高レベル放射性廃棄物、核のごみということですが、最終処分場につきまして、経済産業省資源エネルギー庁は、25日、高知市内で自治体を対象にした説明会を開いたということであります。

しかも、その説明会は、報道関係者含め、一般にも非公開であったということのようですが、そのことに間違いはありませんか、市長、お尋ねをいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 間違いはありません。

この間の国の動向について、少し触れさせていただきたいと思っております。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針というのが、本年5月22日に閣議決定をされました。この方針によりまして、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の問題を国が前面に立って取り組んでいくということを確認したそうであります。

ご承知のように、これまで処分の実施主体である原子力発電環境整備機構、ここが処分地を選定調査を受け入れる自治体を2002年から公募してきましたが、現在に至るまで処分地選定調査（文献調査）に着手できない状況であります。こうした状況を踏まえ、最終処分に関する政策の抜本的な見直しに向け、一昨年に最終処分関係閣僚会議を創設するとともに、総合資源エネルギー調査会でも議論をし、その成果を踏まえ、今般、最終処分法に基づく基本方針を改定。国では新たな方針について地域ブロックごとの全国シンポジウムや自治体向けの説明会などを開催していくと聞いておりますが、その一環として開催されたのが6月25日の高知市内での説明会であります。

なお、本市といたしましては、国の考え方や情報については把握したいという考え方から、

環境課の職員を参加させ、説明を受けたところであります。

○議長（永野裕夫君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 原発につきましては、今さら私が申し上げるまでもありませんけれども、4年余り前の東京電力福島第一原子力発電所の事故によりまして、余儀なく住む土地を追われ、生活の基盤が根底から奪われた。いまだに帰りたくても帰れないという12万人に及ぶ人がいるという現実があるわけでありまして。この大惨事は、地震が引き金であったといたしましても、原発事故は天災ではなく、文字どおり人災と言わざるを得ません。

そこに住む人々にとっては、何の責任もないものであります。それまでごく当たり前の生活が一瞬にして地獄と化すこの現実、事件後、4年をたってもいまだに原因が解明をされておられませんし、終息への道筋さえ示されておらないわけでございます。

そうした中、政府は、原発稼働がゼロでも十分電力の需要は賄われているにもかかわらず、危険極まりない原発をさらに新たな電源構成の1つの軸に据える決定をいたしたところでございます。

高速増殖炉の技術にめどが立たず、事実上、破たんをした核燃料サイクルの事業を前提とした原発再稼働につきましては、トイレなきマンションと揶揄をされておりまして、行き場のない高レベル放射性廃棄物を際限なくふやし続けることでありまして、安全神話の吹き飛んだ原子力発電につきましては、即刻その運転をやめるのが福島の事故の教訓であり、さらにこの福島の事故を終息に向かわせる初手の責任のとり方であろうと思うところであります。にもかかわらず、国や東京電力は、4年前の福島がなかったかのごとく、原発再稼働へと突き進もうとするこの姿勢は、まさに企業あって人なしと言わざるを得ません。

高知県は、過去に原発にかかわりまして、既に苦い経験があるところでございます。1つは旧窪川町におきましての原発誘致の騒動でございますし、2つには、今、問題となっている東洋町は低レベルの放射性廃棄物であったようですが、その処分場の誘致にかかわりまして、東洋町におけるあの騒動でございます。

いずれも、町を二分する大問題に発展をいたしまして、住民同士のしこりというのは今日なお、払しょくされたとは言い難い実態だとも聞き及ぶところであります。

再稼働をすれば、使用済みの核燃料はふえ続けますし、廃炉となったといたしましても、保管施設が必要であるなど、原発の保管プールが限界に近づく状況の中、まずやるべきは、ふやさない、そのことが大前提ではないか。そうした状況での今回の核廃棄物処理施設の説明会であるわけでありまして。しかも、説明会は、先ほど市長から説明がありましたように、非公開で行われたということでありまして。原子力発電所というのは、ご案内のように、内部で重なる事

故があったにもかかわらず、秘密に秘密を重ね、つくり上げてきた安全神話というものが完全に崩壊をし、国民の信頼を失った今、さらにこの説明会につきましても、秘密裏に事を運ぼうとする、こういうやり方で、国民・県民の納得いく説明ということになるのでしょうか。この問題に関しまして、先ほど、市長、一定の考え方の報告がありましたけれども、改めてこの問題に関しまして、慎重がうえにも慎重な市長の賢明な判断を求めるところでございます。所見をお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この高レベル放射性廃棄物最終処分場につきましては、南海トラフ地震対策や観光立市を目指す土佐清水市が最終処分場を受け入れる余地はないと思いますし、受け入れることはないとの場で断言したいと思います。

○議長（永野裕夫君） １２番 武藤 清君。

（１２番 武藤 清君発言席）

○１２番（武藤 清君） 大変力強い決意をいただいたと思っております、感謝を申し上げたいと存じます。

次に、２点目の１８歳からの選挙権、改正公職選挙法の成立ということにつきまして、質問をいたしてまいります。

選挙年齢を１８歳以上に引き下げる改正公職選挙法が６月１７日に成立をいたしたところでございます。１９４５年２０歳以上に引き下げて以来、７０年ぶりという改革になるということとであります。この改正法の主な内容につきまして、選挙管理委員会事務局長にお伺いするところであります。

○議長（永野裕夫君） 選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 沖比呂志君自席）

○選挙管理委員会事務局長（沖比呂志君） それでは、ご質問の改正法の概要についてご説明いたします。

第１８９回国会において成立し、平成２７年６月１９日に公布された公職選挙法の一部を改正する法律につきましては、本則で公職選挙法、地方自治法、漁業法及び農業委員会等に関する法律に規定する選挙権、年齢等について、１８歳以上への引き下げの措置が講じられることになり、選挙運動や政治活動も認められることとなります。

また一方で、附則では、１８歳以上の未成年者であっても、買収など重大な選挙違反があった場合は、少年法の特例措置として処罰を受けることとなります。しかし、検察審査会法等の適用の特例では、当分の間、１８歳以上２０歳未満の者は検察審査委員及び裁判員の職務につ

くことができないこととし、また成人に達した者でなければ、民生委員及び人権擁護委員の委嘱をすることができないこととされています。

さらに、民法の成年年齢等の引き下げに関する検討として、国は国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が１８歳以上とされたことを踏まえ、選挙の公正、その他の観点における１８歳以上２０歳未満の者と、２０歳以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法、少年法、その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする旨の規定を設けています。

法の施行は１年後で、来年の夏の参議院通常選挙から適用される見通しとなっています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） １２番 武藤 清君。

（１２番 武藤 清君発言席）

○１２番（武藤 清君） 報道によりますと、今、局長のほうから説明がありましたが、来夏の参議院議員選挙から適用がほぼ確実ということのようでありまして、１８歳、１９歳の今回の改正によりまして、対象人数というのは全国で２４０万人になるというふうに報道があったところでございますが、本市におきましては、それぞれ何人になるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 沖比呂志君自席）

○選挙管理委員会事務局長（沖比呂志君） お答えいたします。

４月１日現在の１８歳、１９歳の人口で言えば、１８歳が１１４人、１９歳が９９人、合計２１３人が、また来年とすれば、現在の１７歳、１８歳が対象になろうかと思われませんが、１７歳は１３０人、１８歳は先ほど言いました１１４人で合計２４４人、これらの若者が新たに選挙人名簿に登録される対象者となります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） １２番 武藤 清君。

（１２番 武藤 清君発言席）

○１２番（武藤 清君） 近年、いずれの選挙におきましても、投票率は大変問題になっておりまして、ちなみに今週の高知市の市議会議員選挙におきましては、投票率は過去最低の３８．０６％、そのうち２０代については何と１６．７８％というような報道があったところでございます。

局長にお尋ねいたしますが、今春の県議会議員選挙の本市、土佐清水市選挙区の場合、全体の投票率並びに年代別の投票率があれば、ご報告をいただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 沖比呂志君自席）

○選挙管理委員会事務局長（沖比呂志君） お答えいたします。

平成27年4月12日執行の高知県議会議員選挙の本市の投票率は76.5%となっています。また年代別投票率につきましては、直近のものはまだ集計をしておりませんので、前回の平成23年4月10日の県議選の本市の年代別投票率について申し上げます。

平成23年県議選の本市全体の投票率は、71.09%、年代別では20代の投票率は44.98%、30代は53.87%、40代は66.18%、50代は73.74%、60代は79.82%、70代は83.38%、80代は66.42%となっています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） そうですね。高知市の今年の市議会議員選挙の例を新聞報道によってお話をしたところでありますけれども、4年前とはいいいましても、本市の年代別の投票率というのは、それと比べれば大変高いということでありましようが、ただそうはいいまして、23年の本市の県議会議員選挙については、高齢者になるほど投票率が高い、選挙行動に対する意識が高いということがこの数字にあらわれているというふうにも思うところでございます。

今回、18歳、19歳を対象に投票できる選挙の年齢を引き下げたということでありまさら、この皆さんを対象に考えていく必要があると思っております、次に、局長にお尋ねいたしますけれども、18歳、19歳というのは高校を出て、高校生でも18歳がおるわけですが、高校生の18歳対象、それから高校卒業して社会人になる方もおいででしょうし、それから大学へ行くという方も結構あると思うわけですが、住民登録と実際の居住地との違いによって、いつもの選挙でもそうでありますけれども、大事な投票権、選挙権の行使がしたくてもできない、既に投票権を奪われておるといような実態がよくあるわけでございますけれども、本市の場合、これまでの例から考えたときに、対象となる18歳、19歳というのがどういう数字になるというふうに思われるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 沖比呂志君自席）

○選挙管理委員会事務局長（沖比呂志君） まず、武藤議員のご質問の住所要件についてちょっとご説明したいと思います。

公職選挙法では、選挙人名簿に登録できる要件の1つとして、当該市町村の区域内において、住民票が作成された日から登録基準日までに引き続き3カ月以上、住民基本台帳に記録されて

おり、また、現実に住所を有する者でなければならない、いわゆる住所要件がございます。

学生等で市外に勉強等で行かれています方で、転出転入届を出している方は、転出先の他の市町村の選挙人名簿に3カ月経過後に登録されることとなりますが、土佐清水市に住所を置いたまま、学生等で他市町村にある学生寮や下宿等に居住している方は、その寮や下宿等が現実に住所を有するということとなりまして、住民基本台帳では、本市に住所がありますけれども、現実には住所を有しないということで、選挙人名簿から除外されることとなります。

本市では、これまで20歳になられる方々に文書で照会し、調査をしており、現在177名の方が本市の選挙人名簿から除外されています。これは、これまでの選挙権のある学生等の対象年齢を20歳から22歳、全部で296人おりますけれども、実に6割となります。

また、現在、除外されている学生等177名につきましては、本市のみならず、どこの市町村の選挙人名簿にも登録できずに、地方選挙のみならず、国の選挙においても選挙権を行使できないという状況にあります。

先ほどの18歳、19歳でいきましたら、約6割がこの選挙人名簿には登録できずに、213名のうち86名しか、新しい選挙人として登録名簿に登録できないということになります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 大変、今のところ、この公職選挙法は、少年法とか、いろんな他の20歳未満の成人ではないと言われる皆さんに対する法律の整備をどうするのかということがかかっておりまして、投票権だけで問題が解決をするということではないというふうに思っておるところであります。これ議長にお願いですが、市長に通告をしておりますが、市長の考え方がもしよければ、ちょっとお伺いしたいのですが、議長、構いませんか。

今、選管の局長から説明がありましたように、住所要件というのは、これ大変重要な問題だと思っております。投票ができる選挙権の行使ができる年齢を20歳から18歳、19歳へ下げました。下げたところが60%がこれはしたくてもできんという実態というのがあるわけがございますから、あわせてこの問題も整理をしていかんと、選挙権の年齢を下げてから、それで事足りたということでは決してないわけございまして、市長は国会議員じゃありませんから、法律をつくる権限はありませんけれども、これは今後、市長会等でもまだ流れが続いておるようですから、どうなるかわかりませんが、今、選管の局長の説明を聞きますと、当面、来年の参議院議員選挙におきましては、こういう住所要件というのもそのまま従前どおりの制度で施行していくということになるようでありますから、その件に関して、一言お願いし

たいと思います。

○議長（永野裕夫君）　今回は、大変重要な質問というふうに議長は判断をいたしました。

この質問を認めますが、次回からは通告どおりの順番でお願いをいたしますことを申し上げます。

市長。

（市長　泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君）　大変難しい問題と思っております。私も、審判を受ける側の人間でございますので、学生とは言っても、ほかの市町村へ転出転入の手続きさえきちっと済ませておけば、その居住地でこの選挙ができるということなんですが、ただ、全ての例えば市長選とか、県議選でなくても、例えば、高知市におる方が高知市におっても、国の選挙にも投票できんというのは、通常から言ったら、これはおかしいことかなというふうな思いもありますし、またこの議論は国への制度の改正の要望書もいろいろ各団体から出されているようですので、その動向は注視をしていきたいと思っておりますが、やはり選挙人名簿の登録制度、そういうものを改める時期に来ているのではないかと、そういう議論が必要になっているのではないかと、うふうな思いはございます。

○議長（永野裕夫君）　１２番　武藤　清君。

（１２番　武藤　清君発言席）

○１２番（武藤　清君）　大変、予定にない答弁をさせまして、失礼をいたしました。

議長から今、そういう指摘もありましたから、次はしないようにしたいと思います、突発的にあるかもわかりませんから、またよろしく願いしたいと思えます。

次に、教育長にお尋ねしたいと思いますけれども、１８歳に下げられるわけでございまして、教育長もご承知のように、高校生に対しましては、政治活動を禁止した通達が出されておるところでございまして、当然、この問題につきましては、文部省からの通達は見直しということにならざるを得んわけでございます。

そこで教育長にお伺いをいたしますが、突然、１８歳に投票権が引き下げられたと言いましても、子どもたちにいきなり政治に関心を持てと言いましても、なかなか難しいことではないのかなというふうに思うところでございます。今まで、高校生、政治活動してはいかんというふうに何十年も、１９６９年ですから、相当、４５年くらいという長きにわたりまして、高校生の政治活動のほうは禁止をして、いきなりどうぞ、投票してくださいということですから、なかなか大変ではないかというふうにも思うところでありますが、高校生につきましては、教育長がどうこうという立場ではありませんけれども、中学生につきましても、いずれ来年の投票はできなくっても、２、３年後には必ずやってくるということでありましようから、今から

どう対応するのかということは、当然考えていく必要があるというふうに思っております。教育長のお考えをお伺いをするところであります。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

現在、政治や選挙に関連した学習といたしましては、小学校6年生で社会科の教科の中に、暮らしの中の政治という章がありまして、そこで20時間程度学習するようになっております。

それで中学校にあがりますと、3年生で社会科の公民の分野におきまして、年間100時間学習しております。今回の法改正で、18歳から選挙権を得ることになっておりますが、現在の投票率を見ますと、若年層において投票率が低い状況が定着しており、このままの状態では投票率の改善、主権者意識の高まりなど、期待薄の感がぬぐえません。そこで、本市におきましては、政治や選挙に対する児童生徒の興味関心が高まるよう、また、実際の行動がとれるよう、正規の社会科の授業や総合的な学習の時間等を活用して、高知県主催の明るい選挙啓発事業に標語やポスターに応募したり、県主催であります出前授業の開催による啓発、児童会・生徒会選挙での本物の投票箱を使用した疑似体験や、昨年度、下川口小学校が行った議会の傍聴、そして、本年7月31日に予定されております中・高生みらい議会の実施など、さまざまな取り組みを通しまして、主権者教育を充実していこうと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） そうですね。下川口小学校、大変、有意義な議会だったというふうに思っておるところであります。

早くも来年夏の選挙を想定いたしまして、さまざまな意見が飛び交っているようであります。

特に、自民党内におきましては、偏向教育を防ぐといたしまして、日教組の活動に対して罰則を科すべきとする動きもあるようでありますけれども、基本というのは事実を歪曲をせずに、ありのまま子どもに伝える。教科書の記述内容におきまして、これまでも例があったというふうに思うところでありますけれども、時の政権や政党に都合のよい解釈による記述ではなくて、事実をそのままに伝える。原発におきまして、自衛隊でもありのままに伝える、その中から子どもたちが何を学ぶのかということ、そういうことでないと、物事の本質がゆがんでしまうということになるというのは、間違いのないところだというふうに思うところであります。教育長の所見を求めようと思いましたが、時間がありませんから、また次の機会にいたしまして、重要なところですが、割愛をさせていただきます。

次に、副市長にお尋ねをいたしますけれども、昨年の調査というのがあるようですが、これによりますと、世界で197の国、地域のうちで18歳以上の選挙権を導入しておる国、地域というのは、197のうち176あるということのようでありまして、さらに16歳以上の選挙権の制度の導入をしておるのも2つの国があるようであります。

オーストリアとアルゼンチンということのようです。これ昨年度の調査ですから、ふえておるかどうかわかりませんから、というのが選挙権を有しておるということでありますから、それから考えますと、日本の国というのは、余り早い方ではない、遅きに失したのかなという気もしないではありませんけれども、それはそれでまたそれぞれがありますから、それはそれでいいとは思いますが、公選法の改正をして、年齢を引き下げればそれで物事が解決するということではありませんから、先ほどもお話ししましたように、少年法でさまざまなそういう20歳未満のいわゆる子ども、青少年に対する法律の整合性をもたせるということは、これは国の責任として、当然やらなくてはならないわけでございますから、それはそれとして地方議会ではどうこうというわけではありませんけれども、そういうことではないかと思うところがあります。

教育長が、先ほど、子ども議会、中・高生議会というのは大変重要だというふうに思っておりますので、ぜひ、下川口の子どものもそうですけれども、中学生には卒業までの3年間の間には、1度くらいは本会議の傍聴に授業の一環として来させるというふうな計画をやっていただくということは、大変重要ではないかというふうに思っております。こういう行政の現場というものに、子どもたちが直に触れる。やり方はいろいろとあろうと思うわけですが、1つはやっぱり議会の空気、雰囲気を経験するということが、大変重要だというふうに思っておりますから、ぜひ、市長部局とも一緒に、教育行政のほうも検討を重ねながら、そういう取り組みもなるべく早い時期に、できたらお願いしたいというふうに思っているところでございます。

副市長は、そういうことですから、庁内の新しい職員の中にもそういう20歳未満の方もおいでだと思いますし、それと同時に、市内の18歳、19歳の来年の選挙の対象になる皆さんに対する啓蒙というの、大変重要だというふうに思っております。これは選挙管理委員会だけに任せてということでは、今の投票率の年代別の投票率をお聞きをいたしましたように、これは本市だけではありませんけれども、そういう数字から見たときには、選管だけでということではちょっとどうなのかなという気がいたしますから、ぜひ、副市長のほうもですね、市民に向けてのそういう投票率を向上させる、政治に関心を持っていただくという取り組みというのが大変重要だというふうに思っておりますが、その点につきまして、副市長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） この問題は、かなり大変難しいと言いますか、一挙には投票率の向上にはつながらないかと思いますが、先ほど、教育長が申したように、子ども議会、これは西村市長のときは、何度か中学生、高校生とやられた記憶がございます。そういうものも来月の31日に中・高生対象にしてみらい議会をやっていくようにしております。これを引き続き、今回で終わることなく、毎年できれば、先ほど言ったように傍聴も含めて、年に何度かこれを引き続いてやっていきたいと。あわせて庁内のことなんですけど、庁内、今、正職員、臨時職員合わせて、20歳未満の方、1名だけです。その方も今年度中には20歳になるということで、今の状況でしたから、来年の夏の参議院選では20歳を迎えるということですけど、また来年度の採用でそういう20歳未満の方が採用にひよっとなるかもしれないし、臨時職員も採用になるかもしれませんので、庁内のことについては総務課中心に徹底的に選挙管理委員会と連携をとりながら、周知を図っていきたいと思っております。

何よりも、中学生、高校生が主権は国民にありますと。自分たちは18歳以上になったら国民として認識をしていただくということが大事ですので、教育委員会とも連携しながら、そういうことも図っていききたいということと、あわせて18歳では、ひよっとしたらまだお家族の方と保護者の方と同居されている方が多いかと思しますので、選挙に行くときには必ず親と一緒に投票所に行くと、そういうような啓蒙も含めてやっていきたいと思ってます。

○議長（永野裕夫君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 1人、高卒の現役ではなかなか合格しにくいという数字なのかなというふうにも今、お聞きをしたところですが、そういうことですか。

いずれにしても、意図は私が先ほどお話ししましたということでありますから、ぜひ、市内的な取り組みをお願いしたいというふうに思うところでございます。

市長にお尋ねしますが、先ほど市長のお話の中でもあったようでございますけれども、市長みずからが市民の皆さんの審判を受けるという立場であるわけでありますから、市長自身がこの啓蒙の先頭に立つということについては、いかななものかなというふうにも思うところでございますが、先ほど言いましたように、このままでよいということにはなんというふうにも思うところでございます。

70年ぶりの公選法の改正ということでありますから、全国どの自治体におきましても、50%という投票率が大変どこを見ましても、難しいのではないかと。本市の場合には先ほど聞かしまして、70%、この春の県議選、超えておるようでありますけれども、30%とか、

20%という首長選挙等もそういう数字が出たり、したりしておりまして、候補者によっても随分違ってまいりますので、一概に有権者の責任みたいなことは言いにくいという部分があるかというふうに思っておりますけれども、いずれにしましても、50%の投票率、50%切るといふような状況ということをどう考えるのかといいますと、法律はそれで構わないということですから、それでいいのしょうけれども、何となく釈然とせんというような気持ちも残るわけございまして、その投票行動につきましても重要性を市民に再認識をさせる、今回の公選法の改正というのは、そういう意味では絶好の機会ではないかというふうに思うところでありますが、市長のお考えを一言お願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） まさしくそのとおりだと思います。やはり若い人が若い層が国を動かし、地域をつくる、変えていく、そういう気概を持つことが大変重要であると思います。

先ほど、県議会の投票率の分析といいますか、23年4月の県議選の本市の年代別の投票率について、局長から説明がありましたが、やはり20代、全体の投票率の71%の中で20代の投票率が44.98%、30代は53.87%、40代は66.18%、50代が73.74%、60代は79.82%、70代が83.38%、これ60代、70代の人たちの意見で、この選挙が決まる、国が決まる、また地域が決まるというこの状況というのも、十分若い人たちには説明して、やはり投票行動によってきっちりと自分たちの意見を主張すると、そういうことにつながるということも、やはりこれから認識をさせていくことも必要になると思います。

いずれにしても、今回のこの18歳以上の引き下げの改正法というのを契機に、意識も変えていただいて、この投票率、若い皆さんの投票率が上がるように、向上につなげていく、そういうものであってほしいと願っております。

○議長（永野裕夫君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） まさにそうであろうというふうに思っております。年寄りばかりに任せておってええのかとおまえら、どういうことならと言って、ちょっとはっばかけてやって、得意の市長の弁舌、さわやかなところでやっていただきたいと思います。

きょうの高知新聞、皆さん、ご案内かと思っておりますけれども、来夏の参議院選に対するネットによるアンケートの数字が出されておまして、その中では、このアンケートだけ見ますと、全体では対象者が1,038人の17歳、18歳を対象にしたアンケートですから、全国の17歳、18歳、全員を対象にしたわけでありませんが、割合、このアンケートというのは数字が当たるものでして、それから言いますと、投票に行く意欲のあるのは17、8歳というの

は65%あるというふうなデータのようにありますが、ところが、おもしろいというか、残念
というか、政治家は信用しないというのは80%あります。ただ、釈明するわけじゃありませ
んが、政治家というのは国会議員までで、それ以外は政治屋というようにこれ定義かどうかわ
かりませんが、私はそういうふうに昔から聞いておりまして、政治家というのは国会議員、そ
れ以外、市議会議員というのは屋、政治屋というふうな話聞いておりますから、ちょっと市議
会議員は対象にならんかもわかりませんが、そういう議員は信用できんというのが80%とい
うことです。さらに日本は悪い方向に向かいよるとというのが44%もあるというような数
字もあるようです。これは投票と関係ありませんが、というのもあつたりしまして、これも
1つ、今後投票率をあげていくための参考の数字というふうに捉えればいいのではないかなと
いうふうに思うところでありまして、どうも市長、ありがとうございます。以上で、この質問
は終わりたいと思いますが、次に、3つ目のマイナンバーの制度についてでございます。これ
市民課長にお伺いをしますけれども、最初、市民課長と打ち合わせをしたときには、私、マイ
ナンバーというのはもっと市民というか、国民にとって有益なものかなというふうに思ってお
りました。事前に市民課長とお話をしたときには、そういう認識でしかありませんでしたから、
そういう方向で質問しますよということでしたが、資料を読みますと、おっとどっこい、
とんでもない仕組みということになる可能性が高いというふうに今、思っているところござ
いまして、このマイナンバーがどのようなものなのか、市民課長にお伺いしたいと思うところ
であります。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 二宮真弓君自席）

○市民課長（二宮真弓君） お答えいたします。

国が示していることそのものですから、武藤議員がそれじゃないと言われるかもしれませんが、お答えさせていただきます。

この制度の施行によりまして、住民票を有する全員に1人1番号で重複がないよう、最新の
4情報、氏名、住所、性別、生年月日に加えて個人番号、マイナンバーが付番されることにな
ります。この付番は複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であることの確認を行う
ための基盤となり、社会保障や税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公
平、公正な社会を実現するための社会基盤であると言われております。

従来、社会保障の手続の際、申請者は個々の情報の証明のために、自分の個人の情報となる
必要な書類、例えば、所得証明や住民票の提出が求められておりましたが、この個人番号制度
により、情報を持つ機関がこの個人番号を利用することで、法に定められた情報の連携を図る
ことが可能となり、個々の書類の提出はなしで、個人情報の確認がなされるようになるという

ことだと思っております。

○議長（永野裕夫君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 年金機構の125万件の情報の流出につきましては、これは市民課長だけではなく、市長もそうですし、議場においでる議員の皆さんも既にご案内のとおりだというふうに思っているところで、この流出問題がもしなかったら、このマイナンバーの制度というのは、ええがじゃないかというふうな感じで受けとめられて、前に進むということではなかったのかなということを、この事件があってから思うところであります。

マイナンバー制度というのは、正式には社会保障税番号というのが正式な名称ということになっておるようですけれども、市民課長の立場としては、特にこのマイナンバー制度の導入によって、市民に対するリスクというのは、特に感じてはおりませんか。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 二宮真弓君自席）

○市民課長（二宮真弓君） お答えいたします。

今、おっしゃられた今回の日本年金機構の個人情報流出は、標的型攻撃メールにより、パソコンがウイルスに感染して、個人情報がインターネットに流出したと報道されておりますが、これは基本であるルールとしていたパスワードの設定が励行されていなかった。また、インターネットに接続されたネットワークのパソコンそのものに個人情報を移動といいますか、保管していたという組織内部における初歩的なミスだったと思っております。

今回の事態を教訓に、役所内では内部的に対応できることは、絶対に間違いのない体制で臨まなくてはならないとは思っておりますし、また、標的型攻撃等には、今以上の万全な体制が必要だと認識はしております。

このマイナンバーを安心・安全に利用するために、システム面の保護措置といたしましては、複数の個人情報を1つに管理するのではなく、従来どおり年金の情報は、例えば年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理するということになっておりますので、個人番号1つから、その人の個人情報が全てわかるものではないとは思っております。

ただ、指摘されるように、民間利用について、現時点では明確にされておりませんが、今後、具体的な活用方法が検討されることになっております。民間が利用するようになって、さきに申しましたように、情報を一元化することではないので、個人の全ての情報が一度に漏えいするという事態にはならないとは思いますが、リスクが全くないと言えないと、私個人としても思っております。

今後の法改正を含めて、引き続きこのマイナンバー制度について注視し、対応していかなく

ればならないと思います。

そしてリスクを回避するためには、情報を管理する私たちとしては、まず何より、外部からの不正侵入防止対策を万全に行う体制を図らなければならないと思っております。庁内のコンピュータのセキュリティに関する業務は、情報システム係が担当しておりますので、この情報システム係やシステムの保守業者である四国情報管理センター株式会社ともしっかり連携をとって、万全の体制で臨みたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 願わくば、市民課長のようなすばらしい国民ばかりであってもらいたいと思っております。

ただ、この年金機構というのは、旧社会保険庁がああいう問題を起こしましたから、それをその組織じゃいかんということで、新たにつくり出したこの機構でありますから、その機構でさえもこういうことを起こしたという事実は、これは動かせないわけであります。

今回の年金情報が何で出たかというのは、内部の管理に問題があったということで、その管理を上回るサイバーが入ってきてやられるということでもありますから、仕事する人間はそうではない。課長が言われたとおりでしょう。ところが、おっとどっこい、世の中はそう甘いものじゃないということが、この125万件があらわしているというふうに思うところでございます。

この制度の目的といいますのは、先ほど、課長から話がありましたけれども、税や社会保障分野で活用していくということでありまして、効率よく税を集めて、社会保障が必要な人に的確にお金が行き渡るようにしていくというのがこの制度の導入の目的ということでもありますから、これは何の問題もないと言わざるを得ません。

ところが、こういう目的であったとしても、IT産業というのは、このマイナンバー制度が生まれた赤ちゃんまで全部ナンバー決まって、一生ついてくるということでもありますから、この産業に対しまして、業者は既に3兆円規模、市場規模になるという数字が出ておるようでありまして、このIT企業団体でつくる新経済連盟という組織があるようでもありますけれども、この新経済連盟というのがこの制度を活用したいということで、政府に提言書を既に出しているということもあります。さらに、国会議員の中では、超党派の議員約60人が、マイナンバー一利活用促進議員連盟というのを立ち上げて、この利用方法等々について、いろんな形で、国民の知らないところで動きがあるという事実もあるわけでございます。

もっと言いますと、このマイナンバーというのは、私たち善良な市民が知らないところで、いろんな裏の動きがあるというふうに理解をすべきだというふうに思っております。そのこと

が市民課長は心配をしておりますけれども、私は年金の１２５万件ということでつながってくる問題だというふうに思うところでございます。

副市長は、済みません。割愛をします。

市長にお伺いいたしますけれども、このマイナンバーの制度につきましては、こういう声、これ専門家の声がありまして、民間利用が広がれば広がるほどリスクがふえる。それから、マイナンバーを扱う中小企業や個人事業主というのは、これ無数にいるというふうに言われておるわけでございまして、そうしますと、この個人のマイナンバーというのは、これダダ漏れという表現、余り聞きませんが、言くと、雨が降ったらじゃじゃ降りで漏れてしまうというふうな表現のことではないかと思いますが、ダダ漏れになって、民間の活用というのは控えるべきだというふうな声もありますし、また、プライバシーというものは守れるものではないと、この制度は。ということで、完全なプライバシーの侵害であり、違憲になるというふうなそういう厳しい声も専門家の中ではあるということであるわけでございまして、こういう声に対しまして、市長、どのように考えるか、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） いろんな細部にわたる指摘を受けたところでありますが、ただ、この制度、この１０月から間もなく市民一人一人にこのマイナンバー制度運用の手続というのが１０月から始まります。既に４月以降、広報でずっと、特集を組んで、周知もしているんですが、まだまだ市民に浸透、認知度といいますか、していないということでありまして、今、ご指摘の個人情報の漏えいやプライバシーの侵害、そういったものに不安を感じている市民もいると思います。

特にご指摘をいただいた点については、十分配慮しながら、今後、対処してまいりたいというふうに思っています。

○議長（永野裕夫君） １２番 武藤 清君。

（１２番 武藤 清君発言席）

○１２番（武藤 清君） ありがとうございました。

なかなかこの地方の自治体でこの問題に具体的に対処するというのは、難しいのではないかなというふうに思っております。

ただ、こうしたいろんな問題点が多いということを考えますと、欲しいものにだけカードを発行するという事など考えますと、そんなに国が全員が欲しい金も予算組んで、国の管理やるほどのこともないわ。マイナンバーを皆さんに振り当てたら、それであとの事業はできるわけですから、そういうことなのかなというふうにも皮肉ったりもしているところでございます。

が、次に、土佐清水の幸、神戸で発信と、これ新聞報道があったところでございますが、午前中に森副議長がこの件につきまして、見聞録という発言がございまして、マルコポーロの東方見聞録を思い出したところでもありますけれども、懐かしいというのか、めったに聞けない言葉でもありますけれども、報告を受けました。副市長に時間はありませんが、新聞報道では、6月17日のオープンに副市長、それから森副議長ともどもオープンに出席をしたという報道がありましたから、簡単にどういう状況であったのか、ご報告をいただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 今、議員ご案内もございましたけれど、森副議長のほうから詳しいご案内が、報告がございましたので、簡単に6月17日、私、それから森副議長、それから生産者等々でオープン行事に参加させていただきました。

場所につきましては、神戸三宮の南口出てすぐ東に徒歩1、2分のところにある場所です。その並びには三宮で一番大きなマンションがすぐそばに建ってまして、聞くところによると、夜中まで人通りが絶えないという好立地条件に恵まれたところです。

オープン当時は5時から的一般客の来客が予定されてましたけれど、新聞報道でもご案内のように、約80人、私はもう少しいたんじゃないかなというふうな並んでそれを待っていていました。森副議長も言われたように、最終的には4時間待ったという、私は6時間待った人もおったというふうに伺っております。それだけ、ちょっと私の感覚では、4時間も6時間も待って居酒屋に並んで待つというのは、ちょっと不思議な感じがあったんですけど、それだけ魅力的なワールドワンが三宮近辺で既に17店舗、店を展開しておりまして、土佐清水ワールドが18店舗目でした。ほかの評判も聞くところによると、大変評判もよくて、皆さんが会員制をつくっているそうです。会員制で常時、店に来られている方、2万人はおるといような話も聞いてまして、内装につきましても、ちょっとご紹介もございましたけれど、土佐清水市にすごくこだわりを持ってつくっていただいています。

中に入れば、土佐清水市の名物の品書きがずらっと並んでまして、大漁旗も特注につくったのを正面にどんとありました。これは社長、それから関係者の皆さんが土佐清水市をこれだけ宣伝といいますか、こだわりをもってつくっていただいたというのはすごい感心といいますか、感激を受けたところでございます。

あわせて、河野社長をはじめ、スタッフの方が若い方が主なんですけど、すごく情熱を持っていたいておりまして、この清水を取り上げた店を何とか成功裏にさせたいという思いがすごく感じられました。きょう午前中に、担当者のほうから支店長に連絡させまして、オープン時は幸い、そういうような盛況になるんですけど、その後、2週間程度たって、どうですか

ということを問い合わせてみましたが、開店時の盛況が続いておるということです。あわせて開店から何日目からランチも行くと聞いておりましたけれど、ランチの時間帯は毎日、始まるまでに2、3組は待っていると。あわせて居酒屋の部分については、開店時の予測では1日、全席で55席あるんですけど、2回転ないし3回転を見込んでいたものが、毎日3回転から4回転、訪れてきているということで、大変盛況をそのまま維持しているということで、何とか土佐清水ワールド、成功させていただいて、社長ももしこのまま順調にいけば、来年には2号店目も考えているというふうに言っておりますので、行政としてもできる範囲、協力はしていきたいというふうに思っています。

○議長（永野裕夫君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） お聞きのとおりであります。

市長にとにかく言うことはないんですが、これはこっちから頭下げていってもこういうことではないと思います。したがって、ぜひ、この良好な関係というのを河野社長が嫌気がささないようなそういう行政の対応、1つには、常日ごろ、コンタクトをとっていくということが大事であろうし、向こうの注文に対してしっかりそれに応えられるこちらの体制というのが重要、その2つというのは欠かしたらいかんというふうに思っておりますから、ぜひそのあたりの市長の決意というのか、意欲をお答えいただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） アンテナショップ的な機能も持っていておりますので、観光客の誘致、それから地産外商、販売の拡大、全ての面で地域の活性化に非常に私も期待をしておりますので、支えていきたいと思っておりますし、議会が終わって落ちつけば、また永野議長とも1回、行きたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明6月30日午前10時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 3 時 3 2 分 延 会